国土建労第1030号
平成29年２月10日

（一社）日本電設工業協会会長　殿

（公共事業労務費調査連絡協議会事務局）
国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長

公共事業労務費調査（平成28年10月調査）の実施報告について

標記調査の実施につきましては、「公共事業労務費調査（平成28年10月調査）の実施について」（平成28年８月５日付け国土建労第469号）をもって、ご協力お願い申し上げたところですが、この度、同調査に基づき、公共事業労務費調査連絡協議会として、平成29年３月から適用する公共工事設計労務単価を決定しましたので、別添のとおりお知らせします。

なお、公共工事設計労務単価につきましては、これまでも「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（平成28年12月１日付け国土建推第30号）、「下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項について」（平成28年12月１日付け国土建労第868号）等をもって、労働者に支払われない会社負担の諸経費分は含まれていないことなど、公共工事設計労務単価の意味を十分に理解し、適正な取扱いが図られるようお願いしているところでありますが、重ねて下記の事項について、貴団体会員企業に対する周知徹底をお願いします。

また、本調査は、調査対象工事の元請企業及び下請企業から提出された調査票について提出資料に基づく審査を行っておりますが、審査の段階で調査対象者のうち約３割に相当する標本が、「就業規則等の提出がない」、「所定労働時間が法定労働時間（週40時間）以内であることの確認ができない」、「賃金台帳等に受領印がない」等の雇用管理の不徹底等により棄却されている状況であることから、平成28年度の公共事業労務費調査の説明会において、厚生労働省担当部局から労働時間制度や就業規則、労働条件通知書、賃金台

受付
29. 2. 13
一般社団法人
日本電設工業協会

帳の調製等に関する労働基準関係法令の基本事項について説明し、周知を図ったところです。また、平成28年８月19日に貴団体を含む関係団体向けに「公共事業労務費調査（平成28年10月調査）説明会」を国土交通省において開催し、調査対象外の労働者の周知、標本の適切な分類、提示いただく賃金台帳等の適切な整理等、労務費調査に係る留意事項の周知を図ったところです。

つきましては、本調査の目的である建設労働者の賃金支払い実態の正確な把握とともに、雇用改善の推進を図る観点からも、下請企業を含めた建設労働者の雇用管理の徹底について、貴団体会員企業に対する周知徹底をお願いします。

記

公共工事設計労務単価は、建設労働者の所定労働時間内８時間当たりの単価として設定したものであり、所定労働時間外の労働に対する割増賃金や下請企業の現場管理費（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等）、一般管理費等の諸経費は含まれていないこと。

したがって、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合には、例えば、交通誘導業務の契約では、交通誘導警備員の賃金等に加えて警備会社に必要な現場管理費（法定福利費の事業主負担額等）及び一般管理費等の諸経費を適正に考慮する必要があること。

別　添

平成２９年３月から適用する公共工事設計労務単価について

農林水産省及び国土交通省が、平成２８年１０月に実施した公共事業労務費調査に基づき、平成２９年３月からの公共工事の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価を決定した。なお、平成２９年３月３１日までに新たな公共工事設計労務単価の決定を行わない限り、平成２９年４月１日以降もこの単価を引き続き適用する。

１．平成２９年３月から適用する公共工事設計労務単価について

決定した都道府県別・職種別の公共工事設計労務単価一覧を「平成２９年３月から適用する公共工事設計労務単価」に示す。なお、単価の決定にあたり、社会保険に未加入の者が適正に加入できるよう、引き続き、法定福利費（本人負担分）相当額を適切に反映している。

また、入札不調の発生状況等に応じて公共工事設計労務単価を機動的に見直すことのできるよう措置している。

公共工事設計労務単価は、国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課及び各地方整備局技術管理担当課等で閲覧できる。

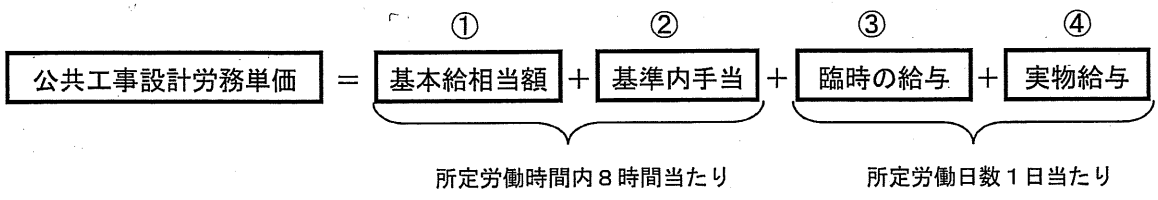
２．公共工事設計労務単価について

（１）公共工事設計労務単価の構成

公共工事設計労務単価は、次の①～④で構成される（図－１）。

① 基本給相当額
② 基準内手当（当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当）
③ 臨時の給与（賞与等）
④ 実物給与　（食事の支給等）

図－１　公共工事設計労務単価の構成



（２）公共工事設計労務単価に含まれない賃金、手当、経費

① 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
② 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当

③ 現場管理費（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費

（例えば、交通誘導警備員Ａ、Ｂの単価については、警備会社に必要な諸経費（現場管理費及び一般管理費等）は、含まれていない。）

（３）留意事項

公共工事設計労務単価は公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、以下の点について十分留意すること。

・ 本単価に含まれる賃金の範囲は（１）のとおりであり、（２）に示すものは含まれないこと（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている）

なお、労働者の雇用に伴う必要経費を含めた金額を参考に示す。

３．公共事業労務費調査の概要について

（１）調査目的

公共工事の発注に際し必要となる予定価格の決定にあたっては、「予算決算及び会計令」において、取引の実例価格、需給の状況等を考慮して適正に定めることとされている。

これに基づき、農林水産省及び国土交通省では、公共工事の予定価格の積算に必要な公共工事設計労務単価を決定するため、所管する公共事業等に従事した建設労働者等に対する賃金の支払い実態を、昭和４５年より毎年定期的に調査している。

（２）調査方法

① 調査対象工事

農林水産省及び国土交通省所管の直轄・補助事業等のうち、平成２８年１０月に施工中の１件当たり１，０００万円以上の工事を選定母集団として、無作為に抽出。未着工、完了等の無効となった工事を除く有効工事件数は、１１，３３２件。地方別の有効工事件数を表－１に示す。

② 調査の実施方法

調査対象者は、調査対象工事に従事する５１職種の建設労働者等（各職種の定義・作業内容を「調査対象職種の定義・作業内容」に示す）。労働基準法により使用者に調製・保存が義務付けられている賃金台帳から、請負業者（元請会社及び協力会社）が転記する等して調査票を作成。会場調査において、調査票記載内容を照合・確認することにより、賃金の支払い実態を把握。

③ 有効標本数

賃金台帳の不備等による不良標本を除いた有効標本数は、全職種で１０４，４２５人。地方別の有効標本数を表－１に、主な棄却理由別標本数を表－２に示す。

④ 公共工事設計労務単価の決定

有効標本について、所定労働時間内８時間当たりに換算し、都道府県別・職種別に集計。集計結果を基に、公共工事設計労務単価を決定。

なお、タイル工、屋根ふき工及び建築ブロック工については、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価として設定するに至らなかった。

⑤ その他

平成２８年１０月調査の対象となった工事の件名及び請負会社名（元請）については、各地方連絡協議会事務局（国土交通省各地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の技術管理課等）において、割増対象賃金比については国土交通省ホームページにおいても閲覧できる。

表-１　有効工事件数及び有効標本数

地方連絡協議会名	有効工事件数（件）	有効標本数（人）
北海道	1,026	10,498
東北	1,491	15,739
関東	1,680	19,465
北陸	959	8,375
中部	1,285	10,157
近畿	1,390	11,214
中国	1,153	9,050
四国	785	6,109
九州	1,280	10,894
沖縄	283	2,924
全国計	11,332	104,425

表－２ 主な棄却理由別標本数

		標本数（人）	構成比（%）
調査対象標本		150,450	100%
主な棄却理由	調査票への記入事項の根拠となる諸資料の提示がない。	11,905	7.9%
	賃金台帳等に賃金の受領を証する押印（又は本人のサイン）がない。	887	0.6%
	就業規則等で定めている所定労働時間が、法定労働時間（週40時間）以内であることの確認ができない。	30,680	20.4%
	その他の棄却理由	2,553	1.7%
有効標本		104,425	69.4%

４．その他

公共事業労務費調査は、労働基準法において調製・保存が義務付けされている賃金台帳等に基づいて調査を実施している。

平成２８年１０月調査において約３割の標本が棄却されているため、今後も次の書類を審査において提示できるよう整理するとともに調査へのご理解、ご協力をお願いしたい。

① 所定労働時間が法定の週４０時間以内であることを確認できる書類
・・・就業規則（又は雇用契約書、雇入通知書、労働条件通知書）及び賃金台帳

② 賃金支払いが確認できる書類
・・・銀行の振込領収書又は労働者の受領印等が確認できる書類等

③ 従事した作業内容、就労の実態等が確認できる書類　・・・作業日報及び出勤簿等

平成29年3月から適用する公共工事設計労務単価

1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工
北海道	01 北海道	18,700	15,400	12,800	18,300	23,200	20,800		20,400	19,200	21,300
東北	02 青森県	21,900	16,100	12,300	18,300	23,800	21,900			17,700	23,200
	03 岩手県	(21,400)	(17,700)	(13,000)	19,300	(25,700)	(21,500)			18,600	(23,800)
	04 宮城県	(22,700)	(17,600)	(13,900)	20,200	(26,400)	(24,400)			19,900	(28,600)
	05 秋田県	20,700	16,300	13,100	19,000	23,900	21,600			18,200	23,800
	06 山形県	20,800	16,300	13,800	19,400	22,800	21,700			19,000	24,200
	07 福島県	(22,700)	(17,500)	(15,200)	19,900	(25,600)	(24,200)			19,500	(25,100)
関東	08 茨城県	20,100	18,600	13,000	19,500	23,000	24,300	25,400	23,800	20,200	23,900
	09 栃木県	19,900	17,400	12,900	19,300	24,500	23,000	25,500	23,800	19,900	23,900
	10 群馬県	19,900	18,400	13,700	19,400	25,500	21,900	24,400	23,600	19,500	23,200
	11 埼玉県	21,300	18,900	13,600	19,200	24,500	25,300	25,500	23,900	21,500	25,600
	12 千葉県	22,100	18,600	13,500	20,100	24,400	26,200	25,900	23,900	21,700	26,600
	13 東京都	22,600	19,700	14,100	20,100	25,700	25,900	25,800	23,900	23,700	26,100
	14 神奈川県	22,800	19,700	13,800	19,600	24,400	26,000	25,700	23,700	21,800	24,600
	19 山梨県	21,700	19,600	13,500	19,500	25,100	23,200	25,600	23,500	21,300	24,100
	20 長野県	20,900	18,000	14,300	19,400	24,300	22,900	23,800	22,300	20,000	22,600
北陸	15 新潟県	20,300	17,100	15,000	19,600	24,700	21,400	22,600		19,700	22,400
	16 富山県	22,600	18,200	14,100	19,300	26,300	24,000			20,700	24,200
	17 石川県	21,900	18,800	14,000	19,100	26,400	24,100			20,800	23,800
中部	21 岐阜県	21,200	18,900	14,100	20,400	25,000	24,200	26,800	25,700	20,400	23,200
	22 静岡県	21,000	19,900	12,800	19,700	24,700	23,500	26,300	26,800	21,600	23,800
	23 愛知県	22,100	18,900	14,500	19,800	25,900	24,900			20,500	23,200
	24 三重県	21,100	18,300	13,700	20,700	25,500	25,500		24,300	20,600	23,500
近畿	18 福井県	19,000	16,200	12,300	19,000	22,400	21,000			18,500	21,300
	25 滋賀県	19,300	17,300	13,200	19,700	23,500	22,400		22,300	19,900	22,500
	26 京都府	18,800	18,100	12,400	19,700	22,800	22,100			19,400	21,700
	27 大阪府	20,100	17,700	12,300	19,700	23,600	23,500			20,200	22,100
	28 兵庫県	18,100	17,900	11,800	18,800	22,400	22,400			19,100	20,700
	29 奈良県	20,200	17,800	13,100	20,600	23,500	22,900			19,900	22,200
	30 和歌山県	19,600	18,000	12,300	19,400	22,700	22,700			20,000	21,300
中国	31 鳥取県	17,000	13,800	12,100	17,500	20,800	20,500		18,900	16,900	20,300
	32 島根県	17,200	14,800	11,700	17,000	20,000	20,400		18,900	16,800	19,600
	33 岡山県	18,200	16,100	12,400	17,700	21,400	21,300		18,800	18,000	20,800
	34 広島県	18,500	16,800	12,200	17,000	21,600	21,100		18,900	17,900	20,700
	35 山口県	17,200	15,400	11,800	17,200	20,900	21,000		18,900	17,800	20,100
四国	36 徳島県	19,500	17,400	13,100	17,300	26,000	21,300			18,900	20,300
	37 香川県	20,300	17,900	13,100	17,700	24,400	21,400			19,300	20,500
	38 愛媛県	19,100	15,700	12,700	17,500	23,900	21,200			18,400	19,300
	39 高知県	18,900	16,000	13,500	17,900	24,900	21,600			18,400	19,400
九州	40 福岡県	19,700	17,600	12,300	17,100	21,800	21,000	22,500	21,600	18,400	20,300
	41 佐賀県	17,400	15,000	11,900	17,000	21,400	19,600	22,800	21,800	18,000	19,900
	42 長崎県	18,200	15,800	12,600	17,600	21,200	19,500	23,000	21,700	17,200	19,800
	43 熊本県	18,500	16,200	13,300	17,300	22,200	20,400	22,800	21,500	16,900	20,400
	44 大分県	17,700	15,100	12,500	17,000	20,600	20,100	22,500	21,200	17,100	20,300
	45 宮崎県	19,700	14,800	12,600	17,100	20,800	20,300	22,800	21,200	16,700	19,200
	46 鹿児島県	21,600	15,900	13,600	16,800	24,100	20,700	22,800	21,200	17,200	20,200
沖縄	47 沖縄県	19,600	17,200	13,300		20,600	24,900	18,300		15,400	22,800

(注)岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

平成29年3月から適用する公共工事設計労務単価

1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手(特殊)	運転手(一般)	潜かん工	潜かん世話役	さく岩工	トンネル特殊工	トンネル作業員
北海道	01 北海道	21,900	21,300	23,400	18,500	15,700	30,800	36,600	24,800	32,000	24,500
東北	02 青森県	20,600	19,600	22,100	23,600	21,500	30,700	36,400	27,100	31,500	23,900
	03 岩手県	(21,300)	(21,000)	(22,900)	(23,800)	(20,000)	(31,500)	(37,400)	(27,800)	(33,800)	(24,700)
	04 宮城県	(24,200)	(24,500)	(24,500)	(24,900)	(22,300)	(31,300)	(37,000)	(27,500)	(34,000)	(24,500)
	05 秋田県	21,200	21,100	22,600	22,800	22,000	30,600	36,400	27,100	31,900	24,300
	06 山形県	22,100	23,500	23,700	21,500	19,500	30,700	36,400	27,100	32,900	24,200
	07 福島県	(22,600)	(24,200)	(24,200)	(21,100)	(19,100)	(31,500)	(37,200)	(27,700)	(32,500)	(24,400)
関東	08 茨城県	22,500	23,700	26,900	21,700	17,900	28,400	33,600	27,000	27,200	23,000
	09 栃木県	23,300	24,900	27,600	19,600	18,700	28,500	33,700	27,000	27,900	23,300
	10 群馬県	22,800	21,700	25,700	19,900	16,800	28,500	33,700	27,000	29,400	23,200
	11 埼玉県	23,800	25,300	26,900	22,600	19,700	28,500	33,700	27,000	27,000	23,100
	12 千葉県	23,700	25,500	27,000	22,000	19,600	28,500	33,700	27,000	26,800	23,100
	13 東京都	24,400	26,800	28,700	22,200	18,400	28,500	33,700	27,000	26,600	23,100
	14 神奈川県	24,400	26,800	29,400	23,100	19,700	28,500	33,700	27,000	28,200	23,100
	19 山梨県	24,700	25,300	28,300	22,200	19,200	28,600	33,800	27,100	28,500	23,100
	20 長野県	23,200	22,800	25,000	19,900	17,300	28,700	34,000	27,200	30,100	23,400
北陸	15 新潟県	21,100	21,800	22,900	20,100	17,600	30,800	36,400	26,300	31,700	23,200
	16 富山県	23,400	23,300	24,000	21,300	17,600	30,800	36,400	26,300	31,300	23,000
	17 石川県	22,900	22,900	23,600	20,800	18,400	30,800	36,400	26,300	31,200	23,400
中部	21 岐阜県	23,000	23,500	25,700	22,000	19,000	30,000	35,400	26,000	30,300	24,200
	22 静岡県	25,000	25,000	27,800	21,500	19,300	30,000	35,500	26,100	31,600	24,200
	23 愛知県	23,400	24,500	27,100	21,700	19,600	30,000	35,400	26,000	31,000	24,100
	24 三重県	24,300	23,900	26,700	21,300	18,800	30,000	35,500	26,100	29,300	23,900
近畿	18 福井県	20,800	22,600	22,400	18,300	17,900	28,600	33,800	22,500	29,000	21,800
	25 滋賀県	20,500	22,800	23,600	19,500	17,200	28,600	33,800	22,500	29,400	22,300
	26 京都府	20,700	23,500	23,400	18,500	16,500	28,600	33,800	22,500	28,300	21,800
	27 大阪府	21,100	24,200	23,100	19,900	16,700	28,600	33,800	22,500	27,900	21,600
	28 兵庫県	19,900	21,700	22,800	18,700	16,500	28,600	33,800	22,500	27,100	21,700
	29 奈良県	21,100	24,100	24,300	19,300	16,900	28,600	33,800	22,500	27,800	21,800
	30 和歌山県	20,600	23,500	23,100	18,100	16,400	28,600	33,800	22,500	26,500	21,400
中国	31 鳥取県	19,500	20,200	21,400	15,800	13,900	29,200	34,500	23,800	30,900	22,500
	32 島根県	18,900	18,700	19,700	17,200	14,100	29,200	34,500	23,800	31,900	22,100
	33 岡山県	19,800	20,100	21,500	18,500	15,900	29,200	34,500	23,800	30,200	22,700
	34 広島県	19,700	19,100	19,800	18,900	15,900	29,200	34,500	23,800	31,200	21,900
	35 山口県	19,200	18,400	20,100	17,400	15,300	29,200	34,500	23,800	30,800	22,100
四国	36 徳島県	20,400	19,900	23,300	17,400	16,400	30,200	35,700	22,700	29,900	23,300
	37 香川県	20,500	19,900	23,400	18,700	17,200	30,200	35,700	22,700	30,500	23,200
	38 愛媛県	20,400	19,800	23,300	19,000	16,800	30,200	35,700	22,700	28,900	23,100
	39 高知県	20,500	20,100	23,400	19,400	17,200	30,200	35,700	22,700	28,900	23,200
九州	40 福岡県	18,900	21,000	22,000	19,100	16,500	29,900	35,400	27,100	28,900	22,200
	41 佐賀県	19,100	21,500	21,600	21,100	17,000	29,900	35,400	27,100	29,300	22,600
	42 長崎県	18,800	21,200	21,200	18,000	15,700	30,000	35,500	27,200	30,000	22,700
	43 熊本県	19,000	21,100	21,600	18,700	16,200	30,000	35,500	27,100	28,800	21,700
	44 大分県	19,100	20,200	21,300	20,000	18,200	30,000	35,500	27,200	28,100	21,800
	45 宮崎県	19,000	20,700	20,700	20,000	16,900	29,900	35,400	27,100	29,200	21,700
	46 鹿児島県	19,000	21,000	21,500	22,100	19,300	30,000	35,500	27,200	29,900	22,100
沖縄	47 沖縄県	18,100	21,600	21,600	22,200	19,600	30,500	36,100	26,900	25,900	21,000

(注)岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

平成29年3月から適用する公共工事設計労務単価

1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	トンネル世話役	橋りょう特殊工	橋りょう塗装工	橋りょう世話役	土木一般世話役	高級船員	普通船員	潜水士	潜水連絡員	潜水送気員
北海道	01 北海道	32,800	27,400	27,700	33,700	20,300	25,200	20,000	36,600	23,900	23,000
東北	02 青森県	33,500	27,200	29,300	33,000	24,300	26,300	20,700	42,300	26,200	26,500
	03 岩手県	(34,400)	(28,000)	(30,100)	(35,200)	24,400	26,400	20,800	(45,200)	(28,000)	(28,700)
	04 宮城県	(34,100)	(27,800)	(29,900)	(38,300)	24,500	26,200	20,600	(49,400)	(30,500)	(31,000)
	05 秋田県	33,500	27,600	29,300	34,000	25,200	26,300	20,700	43,700	26,900	27,400
	06 山形県	33,500	27,500	29,300	33,300	23,600	26,300	21,700	44,000	27,200	27,600
	07 福島県	(34,200)	(27,900)	(30,000)	(34,100)	22,200	26,300	21,700	(45,100)	(27,900)	(28,500)
関東	08 茨城県	30,400	28,300	29,500	31,700	21,900	29,000	21,800	36,100	23,100	25,300
	09 栃木県	30,400	28,700	29,500	32,000	21,800	29,000	21,800	36,400	23,800	25,600
	10 群馬県	30,300	28,500	29,500	32,000	21,900	29,100	21,800	37,800	23,200	24,900
	11 埼玉県	30,400	29,300	29,600	32,200	22,200	27,600	21,800	37,700	26,800	26,800
	12 千葉県	30,400	28,700	29,600	32,200	22,700	27,600	21,800	37,700	26,800	26,800
	13 東京都	30,400	28,500	29,600	32,600	23,300	27,600	21,800	38,900	26,800	26,600
	14 神奈川県	30,400	28,300	29,600	31,900	23,700	27,600	21,800	38,200	26,000	25,600
	19 山梨県	30,400	28,500	29,600	31,300	22,500	27,500	21,700	38,600	25,500	25,600
	20 長野県	30,700	28,700	29,800	31,000	21,900	27,800	21,800	37,000	24,300	25,700
北陸	15 新潟県	33,400	26,700	32,200	30,300	20,600	27,000	21,400	38,500	23,400	25,200
	16 富山県	33,600	26,600	32,200	31,100	21,800	25,800	21,400	39,200	23,500	25,900
	17 石川県	33,300	26,800	32,200	31,700	23,400	25,800	21,500	37,800	24,300	24,400
中部	21 岐阜県	34,100	27,900	30,300	31,300	23,000	26,400	21,200	35,400	23,200	22,800
	22 静岡県	34,200	28,700	30,400	31,600	23,200	26,400	21,200	40,500	25,200	25,800
	23 愛知県	34,100	27,800	30,300	30,900	23,000	26,400	21,200	38,000	24,600	23,100
	24 三重県	34,200	27,900	30,400	32,200	22,200	26,200	21,000	38,100	24,100	23,000
近畿	18 福井県	30,600	26,600	27,800	30,900	21,300	25,000	19,100	30,900	22,400	22,300
	25 滋賀県	31,200	26,400	27,700	30,600	21,100	23,400	19,100	31,200	23,400	22,200
	26 京都府	30,800	26,400	27,700	30,600	20,700	23,400	19,100	30,800	23,400	22,000
	27 大阪府	30,600	26,700	27,700	31,200	22,100	25,100	19,100	31,600	23,400	22,400
	28 兵庫県	30,700	26,700	27,700	30,900	20,600	24,000	19,100	32,400	23,400	22,800
	29 奈良県	31,200	26,400	27,700	30,500	21,800	24,500	19,100	30,900	23,400	22,300
	30 和歌山県	30,800	26,400	27,700	30,500	21,700	23,400	19,100	30,900	23,400	21,900
中国	31 鳥取県	32,200	24,800	25,700	28,500	19,300	24,100	19,300	34,900	26,400	25,400
	32 島根県	32,200	24,800	25,700	28,200	18,700	24,100	19,300	35,100	27,900	25,600
	33 岡山県	32,200	25,000	25,700	28,400	20,000	24,500	19,300	34,900	26,500	25,500
	34 広島県	32,200	25,000	25,700	28,500	19,400	24,200	19,700	35,600	28,200	25,800
	35 山口県	32,200	25,000	25,700	28,400	19,900	24,100	19,100	35,600	28,200	25,900
四国	36 徳島県	31,400	25,800	26,700	28,500	20,900	33,600	22,300	39,400		20,300
	37 香川県	31,700	25,700	26,700	28,800	20,900	33,800	23,300	40,000		20,700
	38 愛媛県	31,500	25,500	26,700	27,800	21,900	33,400	22,300	39,700		20,400
	39 高知県	31,200	25,800	26,700	28,400	20,700	33,400	21,900	39,600		20,500
九州	40 福岡県	30,400	24,400	26,600	29,900	21,100	26,400	20,100	34,500	21,900	22,000
	41 佐賀県	30,600	24,400	26,600	30,100	20,100	26,200	20,100	34,600	21,900	22,000
	42 長崎県	30,900	24,400	26,700	30,100	19,800	25,200	19,300	34,400	21,700	21,800
	43 熊本県	30,600	24,400	26,600	29,000	20,500	26,400	19,500	34,500	21,800	21,900
	44 大分県	30,600	24,400	26,700	29,400	20,800	26,300	19,800	34,600	21,800	21,900
	45 宮崎県	30,500	24,400	26,600	29,900	21,000	25,200	19,300	34,500	21,700	21,800
	46 鹿児島県	30,400	24,400	26,700	30,200	22,800	25,100	19,300	34,700	21,800	22,000
沖縄	47 沖縄県	29,500	29,300	23,700	35,000	22,400	22,200	19,800	41,600	25,600	27,700

(注)岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

平成29年3月から適用する公共工事設計労務単価

1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

地方連絡協議会名	都道府県名	山林砂防工	軌道工	型わく工	大工	左官	配管工	はつり工	防水工	板金工
北海道	01 北海道		26,200	20,500	22,000	22,000	18,800	22,200	23,100	22,100
東北	02 青森県		28,600	26,400	23,400	23,600	18,400	21,800	20,600	21,800
	03 岩手県		(30,500)	(27,400)	(24,700)	(25,700)	19,700	(22,300)	(21,300)	(22,600)
	04 宮城県		(33,400)	(30,900)	(26,900)	(27,900)	20,600	(22,100)	(23,400)	(24,400)
	05 秋田県		28,800	23,800	25,800	23,900	17,500	21,800	21,200	21,700
	06 山形県		27,900	24,200	22,500	23,500	19,800	21,800	23,700	22,500
	07 福島県		(35,000)	(23,100)	(25,600)	(24,200)	20,200	(22,200)	(24,000)	(23,500)
関東	08 茨城県	25,500	43,100	23,600	24,600	25,300	20,400	23,700	25,500	25,500
	09 栃木県	25,500	43,900	23,400	24,900	25,600	20,500	23,800	26,400	25,900
	10 群馬県	25,500	40,700	23,300	24,100	22,600	19,800	23,800	24,300	23,600
	11 埼玉県	25,500	44,000	24,600	24,300	25,400	20,300	23,800	27,400	26,300
	12 千葉県	25,500	45,000	23,800	24,300	25,900	20,700	23,800	27,500	26,400
	13 東京都	25,500	42,800	24,700	24,300	26,200	20,900	23,800	28,400	26,400
	14 神奈川県	25,500	41,600	24,600	24,300	25,500	20,100	23,800	26,000	25,800
	19 山梨県	25,500	41,200	24,700	24,400	25,100	20,100	23,800	25,600	25,500
	20 長野県	25,500	36,500	21,700	23,900	21,800	19,300	24,000	24,000	24,000
北陸	15 新潟県		27,800	21,300	21,700	21,300	19,800	21,100	21,700	22,100
	16 富山県	24,200	32,300	23,600	22,200	22,000	19,900	21,100	21,700	22,400
	17 石川県	24,200	32,900	23,100	22,200	21,700	19,800	21,100	22,500	22,700
中部	21 岐阜県	26,500	36,300	24,800	25,000	22,600	19,900	23,700	23,000	22,900
	22 静岡県	26,500	39,000	23,500	25,000	23,900	20,400	23,800	25,300	23,900
	23 愛知県	26,500	36,900	25,100		23,200	20,600	23,700	24,800	23,200
	24 三重県	26,500	38,200	23,500	25,000	22,700	20,900	23,800	24,700	24,800
近畿	18 福井県	21,300	33,600	21,100	19,800	20,600	19,000	21,900	21,700	21,900
	25 滋賀県	21,300	33,800	21,500	20,800	21,400	20,100	21,900	22,400	22,000
	26 京都府	21,300	34,300	22,200	20,600	21,700	20,000	21,900	22,400	22,000
	27 大阪府	21,300	35,700	23,400	20,300	21,800	20,500	21,900	22,500	22,000
	28 兵庫県	21,300	33,400	22,000	20,500	20,700	18,300	21,900	21,700	20,500
	29 奈良県	21,300	36,700	23,100	20,800	22,300	20,500	21,900	22,400	22,000
	30 和歌山県	21,300	34,700	23,400	20,600	21,900	19,700	21,900	22,200	22,000
中国	31 鳥取県		31,100	20,000	20,300	19,500	16,800	20,200	21,900	20,800
	32 島根県		26,000	19,300	20,600	18,800	17,100	20,200	20,800	20,400
	33 岡山県		29,700	20,700	20,300	19,800	17,500	20,200	22,200	20,700
	34 広島県		26,100	20,200	20,600	19,500	17,400	20,200	21,500	20,200
	35 山口県		26,200	19,300	20,700	19,200	17,500	20,200	21,100	20,400
四国	36 徳島県	20,600		20,900	20,800	21,600	18,200	20,500	21,300	
	37 香川県	20,600		20,800	20,800	21,600	19,000	20,500	21,400	
	38 愛媛県	20,600		20,700	20,800	21,400	18,100	20,500	21,100	
	39 高知県	20,600		20,400	20,800	21,300	17,800	20,500	21,100	
九州	40 福岡県		26,200	20,300	21,500	20,500	17,200	18,500	20,200	19,400
	41 佐賀県		27,400	21,900	21,600	20,600	16,900	18,500	20,300	19,500
	42 長崎県		27,000	20,000	21,500	20,500	16,900	18,600	20,000	19,700
	43 熊本県		26,800	20,100	21,600	20,100	16,500	18,600	20,100	19,400
	44 大分県		26,700	19,500	21,300	20,300	16,400	18,500	20,200	19,500
	45 宮崎県		26,400	20,500	21,100	20,200	16,300	18,500	19,900	19,400
	46 鹿児島県		26,600	22,600	21,700	20,600	16,200	18,500	20,000	19,500
沖縄	47 沖縄県			23,500		22,700	15,700	15,700	26,900	

(注)岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

平成29年3月から適用する公共工事設計労務単価

1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	サッシ工	内装工	ガラス工	建具工	ダクト工	保温工	設備機械工	交通誘導警備員A	交通誘導警備員B
北海道	01 北海道	22,100	21,500	19,400		18,600	21,600	20,900	12,300	10,400
東北	02 青森県	24,000	21,400	20,700		17,800	20,300	20,200	11,500	10,100
	03 岩手県	(24,600)	(22,100)	(21,300)		18,000	20,300	20,200	(12,500)	(10,900)
	04 宮城県	(26,400)	(24,200)	(21,000)		18,300	20,300	20,200	(13,600)	(11,700)
	05 秋田県	24,300	21,600	20,700		17,900	20,300	20,200	11,600	10,000
	06 山形県	23,800	22,800	20,700		19,000	20,300	20,200	13,100	11,300
	07 福島県	(24,900)	(24,000)	(21,200)		18,700	20,300	20,200	(13,600)	(11,700)
関東	08 茨城県	24,400	26,300	23,500		20,400	21,000	21,300	13,100	11,900
	09 栃木県	24,500	26,800	23,500		20,200	21,000	21,300	12,800	11,000
	10 群馬県	23,600	26,000	23,500	23,100	19,500	21,000	21,300	12,200	10,700
	11 埼玉県	24,100	26,500	23,600		20,700	21,000	21,300	13,000	11,500
	12 千葉県	24,200	26,000	23,600		20,400	21,000	21,300	13,400	11,600
	13 東京都	24,300	26,200	23,600		20,700	21,000	21,300	13,900	12,000
	14 神奈川県	23,900	26,600	23,600	23,100	20,000	21,000	21,300	13,800	12,000
	19 山梨県	24,100	26,800	23,600	23,100	19,900	21,000	21,300	12,600	11,000
	20 長野県	23,400	25,700	23,800	23,200	19,600	21,000	21,300	11,600	9,900
北陸	15 新潟県	24,700	22,500	21,400	18,700	19,000	20,900	21,100	12,900	11,200
	16 富山県	24,000	22,400	21,400	18,500	19,600	20,900	21,100	12,800	11,600
	17 石川県	23,500	21,800	21,400	18,200	19,700	20,900	21,100	13,300	11,500
中部	21 岐阜県	24,000	23,400	22,900	21,300	19,100	22,700	23,400	12,800	11,500
	22 静岡県	23,800	29,300	22,900	21,300	20,900	22,600	23,400	13,300	11,400
	23 愛知県	23,700	26,300	22,900	21,300	19,700	22,600	23,400	13,700	11,700
	24 三重県	24,200	26,400	22,900	21,300	20,500	22,700	23,400	13,000	11,200
近畿	18 福井県	20,600	22,000	21,000		18,800	21,300	21,400	12,300	10,700
	25 滋賀県	22,400	22,500	21,000		19,600	21,700	22,300	11,800	10,000
	26 京都府	22,400	22,600	21,000		19,100	21,500	22,100	11,900	9,600
	27 大阪府	22,000	22,600	21,000		19,100	21,300	21,900	11,700	10,200
	28 兵庫県	22,000	22,600	21,000		19,000	21,400	21,900	12,000	10,000
	29 奈良県	22,400	22,700	21,000		19,200	21,700	21,800	12,100	10,100
	30 和歌山県	22,200	22,600	21,000		19,000	21,500	21,600	11,700	10,000
中国	31 鳥取県	19,000	21,000	19,700	16,900	17,400	19,200	19,400	12,100	9,600
	32 島根県	18,900	20,500	19,700	16,900	17,700	19,200	19,400	12,100	10,300
	33 岡山県	18,900	21,500	19,700	16,900	17,400	19,200	19,400	12,500	10,800
	34 広島県	18,900	20,600	19,700	16,900	17,600	19,200	19,400	12,500	10,600
	35 山口県	18,900	20,700	19,700	16,900	17,600	19,200	19,400	12,300	10,200
四国	36 徳島県			19,800			21,100	20,500	12,200	10,900
	37 香川県			19,800			21,100	20,500	12,300	11,000
	38 愛媛県			19,800			21,100	20,500	11,700	9,900
	39 高知県			19,800			21,100	20,500	11,100	9,400
九州	40 福岡県	24,200	20,400	20,400	15,300	16,100	19,100	19,700	11,500	10,100
	41 佐賀県	24,200	20,400	20,400	15,300	16,200	19,100	19,800	11,400	9,900
	42 長崎県	24,000	21,200	20,500	15,400	16,300	19,100	19,900	11,600	10,600
	43 熊本県	24,200	20,400	20,500	15,300	16,200	19,100	19,600	11,200	9,600
	44 大分県	23,700	20,400	20,400	15,300	16,200	19,100	19,700	11,400	9,200
	45 宮崎県	23,600	20,300	20,400	15,300	16,200	19,100	19,600	11,400	8,900
	46 鹿児島県	23,700	20,100	20,500	15,200	16,100	19,100	19,600	12,100	10,300
沖縄	47 沖縄県	18,400	16,800	20,000		14,900	18,600		10,200	9,000

(注)岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

調査対象職種の定義・作業内容

職　　種	定　義　・　作　業　内　容
01　特殊作業員	①　相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a.　軽機械（道路交通法第84条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの）を運転または操作して行う次の作業 イ．機械重量3t未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 ロ．吊上げ重量1t未満のクローラクレーン、吊上げ重量5t未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 ハ．機械重量3t未満の振動ローラ（自走式）、ランマ、タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締固め ニ．可搬式ミキサ、バイブレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設 ホ．ピックブレーカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし ヘ．動力草刈機を運転または操作して行う機械除草 ト．ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作 チ．コンクリートカッター、コアボーリングマシンの運転または操作 b.　人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ c.　ダム工事において、グリズリホッパ、トリッパ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破砕設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転または操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬 d.　コンクリートポンプ車の筒先作業 ②　その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの
02　普通作業員	①　普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの a.　人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等 b.　人力による資材等の積込み、運搬、片付け等 c.　人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置） d.　人力による芝はり作業（公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く） e.　人力による除草 f.　ダム工事での骨材の製造、貯蔵または運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去 ②　その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの
03　軽　作　業　員	①　主として人力による軽易な次の作業を行うもの a.　軽易な清掃または後片付け b.　公園等における草むしり c.　軽易な散水 d.　現場内の軽易な小運搬 e.　準備測量、出来高管理等の手伝い f.　仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去 g.　品質管理のための試験等の手伝い ②　その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの

職　　種	定　義　・　作　業　内　容
04　造　　園　　工	造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの ①　樹木の植栽または維持管理 ②　公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業 a.　芝等の地被類の植付け b.　景石の据付け c.　地ごしらえ d.　園路または広場の築造 e.　池または流れの築造 f.　公園設備の設置
05　法　　面　　工	法面工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a.　モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転 b.　高所・急勾配法面における、ピックハンマ、ブレーカによる法面整形または金網・鉄筋張り作業 c.　モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ
06　と　　び　　工	高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a.　足場または支保工の組立、解体等（コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く） b.　木橋の架設等 c.　杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き（杭打機の運転を除く） d.　仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付、解体等 e.　重量物（大型ブロック、大型覆工板等）の捲揚げ、据付け等（クレーンの運転を除く） f.　鉄骨材の捲揚げ（クレーンの運転を除く）
07　石　　工	石材の加工等について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a.　石材の加工 b.　石積みまたは石張り c.　構造物表面のはつり仕上げ
08　ブ　ロ　ッ　ク　工	ブロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの（48建築ブロック工に該当するものを除く）
09　電　　工	電気工事について相当程度の技能かつ必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a.　配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去 b.　電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去 （「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。 ①　第1種電気工事士 ②　第2種電気工事士 ③　認定電気工事従事者 ④　特殊電気工事資格者）
10　鉄　　筋　　工	鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの

職　　種	定　義　・　作　業　内　容
11　鉄　骨　工	鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H.T.ボルト締めまたは建方および建方合番（相番）作業について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものおよび鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く）
12　塗　装　工	塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む）について主体的業務を行うもの（塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するものおよび23橋りょう塗装工に該当するものを除く）
13　溶　接　工	溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む）または切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く）
14　運転手（特殊）	重機械（主として道路交通法第84条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの）の運転および操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 機械重量3t以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレープドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 b. 吊上げ重量1t以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量5t以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量3t以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしまたは締固め d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装 e. 杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打込みまたは引抜き f. 路面清掃車（3輪式）、除雪車等の運転または操作 g. コンクリートポンプ車の運転または操作（筒先作業は除く）
15　運転手（一般）	道路交通法第84条に規定する運転免許（大型免許、中型免許、普通免許等）を有し、主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転 b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転 c. 機械重量3t未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 d. 吊上げ重量1t未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬 e. アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布 f. 路面清掃車（4輪式）の運転または操作
16　潜　か　ん　工	加圧された密室内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、潜かんまたはシールド（圧気）内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの
17　潜かん世話役	加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事またはシールド工事（圧気）についてもっぱら指導的な業務を行うもの

職　　種	定　義　・　作　業　内　容
18　さ　く　岩　工	岩掘削作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、爆薬およびさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く）について主体的業務を行うもの
19　トンネル特殊工	坑内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a.　ダイナマイトおよびさく岩機を使用する爆破掘削 b.　支保工の建込、維持、点検等 c.　アーチ部、側壁部およびインバートのコンクリート打設等 d.　ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等 e.　アーチ部および側壁部型わくの組立、取付け、除去等 f.　シールド工事（圧気を除く）における各種作業
20　トンネル作業員	坑内における作業について普通の技能および肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの a.　各種作業についての補助的業務 b.　人力による資材運搬等 c.　シールド工事（圧気を除く）における各種作業についての補助的業務
21　トンネル世話役	トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの
22　橋りょう特殊工	橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業（工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものを除く）について主体的業務を行うもの a.　PC橋の製作のうち、グラウト、シースおよびケーブルの組立、緊張、横締め等 b.　コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、移動等 c.　コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等
23　橋りょう塗装工	橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む）について主体的業務を行うもの
24　橋りょう世話役	橋りょう関係作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く）
25　土木一般世話役	土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（17潜かん世話役、21トンネル世話役または24橋りょう世話役に該当するものを除く）
26　高　級　船　員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を除く）の各部門の長または統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする 船長、機関長、操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く） 以下の水面は、海面に含める（27普通船員、28潜水士、29潜水連絡員および30潜水送気員についても同様） ①　海岸法第3条により指定された海岸保全区域内の水面 ②　漁港法第5条により指定された漁港の区域内の水面 ③　港湾法第4条により認可を受けた港湾区域内の水面
27　普　通　船　員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を含む）の船員で、高級船員以外のもの

職種	定義・作業内容
28 潜水士	潜水士免許を有し、海中の建設工事等のため、潜水器を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの （潜水器（潜水服、靴、カブト、ホース等）の損料を含む） 「潜水士免許」とは、労働安全衛生法第61条に規定する免許のことをいう
29 潜水連絡員	潜水士との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの a. 潜水士と連絡して、潜降および浮上を適正に行わせる業務 b. 潜水送気員と連絡し、所要の送気を行わせる業務 c. 送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水士に連絡する業務
30 潜水送気員	潜水士への送気の調節を行うための弁またはコックを操作する業務等を行うもの
31 山林砂防工	山林砂防工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防事業（主として山間遠かく地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業）に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの a. 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等 b. 人力による資材の積込み、運搬、片付け等 c. 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等 d. その他各作業について必要とされる関連業務
32 軌道工	軌道工事および軌道保守について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業 b. 新線建設等において、レール、枕木、バラスト等を運搬配列して、軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用して軌道を構築する作業
33 型わく工	木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 木製型わく（メタルフォームを含む）の製作、組立て、取付け、解体等（坑内作業を除く） b. 木坑、木橋等の仕拵え等
34 大工	大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの
35 左官	左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの
36 配管工	配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 配管ならびに管の撤去 b. 金属・非金属製品（管等）の加工および装着 c. 電触防護
37 はつり工	はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り（はつり仕上げを除く） b. 建築物の床または壁の穴あけ

職種	定義・作業内容
38 防水工	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの
39 板金工	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工および組立・取付作業ならびに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの（46ダクト工に該当するものを除く）
41 サッシ工	サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
43 内装工	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石こうボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業またはブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
44 ガラス工	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
45 建具工	建具工事について相当程度の技能を有し、戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの
46 ダクト工	ダクト工事について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作および取付作業に従事するもの（39板金工に該当するものを除く）
47 保温工	保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱等を含む）材を装着する作業に従事するもの
49 設備機械工	機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機器の据付け、調整または撤去作業について主体的業務を行うもの
50 交通誘導警備員A	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
51 交通誘導警備員B	警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの

（参考）

参考職種	定義・作業内容
40 タイル工	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業について主体的業務を行うもの
42 屋根ふき工	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ぶき等の屋根ふき作業またはふきかえ作業について主体的業務を行うもの（39板金工に該当するものを除く）
48 建築ブロック工	建築ブロック工事について相当程度の技能を有し、建築物の躯体および帳壁の築造または改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの（08ブロック工に該当するものを除く）

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示（試行）

1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全管理費、宿舎費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものではない。
7 この表は、「平成29年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

〔上段：公共工事設計労務単価
(下段)：公共工事設計労務単価＋必要経費(法定福利費の事業主負担額、労務管理費、宿舎費等)（参考値）〕

所定労働時間内8時間あたりの金額(単位:円)

地方連絡協議会名	都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手(特殊)	運転手(一般)	潜かん工	潜かん世話役	さく岩工	トンネル特殊工	トンネル作業員
北海道	01 北海道	18,700	15,400	12,800	18,300	23,200	20,800	－	20,400	19,200	21,300	21,900	21,300	23,400	18,500	15,700	30,800	36,600	24,800	32,000	24,500
		(26,300)	(21,700)	(18,000)	(25,700)	(32,600)	(29,200)	－	(28,700)	(27,000)	(29,900)	(30,800)	(29,900)	(32,900)	(26,000)	(22,100)	(43,300)	(51,500)	(34,900)	(45,000)	(34,400)
東北	02 青森県	21,900	16,100	12,300	18,300	23,800	21,900	－	－	17,700	23,200	20,600	19,600	22,100	23,600	21,500	30,700	36,400	27,100	31,500	23,900
		(30,800)	(22,600)	(17,300)	(25,700)	(33,500)	(30,800)	－	－	(24,800)	(32,600)	(29,000)	(27,600)	(31,100)	(33,200)	(30,200)	(43,200)	(51,200)	(38,100)	(44,300)	(33,600)
	03 岩手県	21,400	17,700	13,000	19,300	25,700	21,500	－	－	18,600	23,800	21,300	21,000	22,900	23,800	20,000	31,500	37,400	27,800	33,800	24,700
		(30,100)	(24,900)	(18,300)	(27,100)	(36,100)	(30,200)	－	－	(26,200)	(33,500)	(29,900)	(29,500)	(32,200)	(33,500)	(28,100)	(44,300)	(52,600)	(39,100)	(47,500)	(34,700)
	04 宮城県	22,700	17,600	13,900	20,200	26,400	24,400	－	－	19,900	28,600	24,200	24,500	24,500	24,800	22,300	31,300	37,000	27,500	34,000	24,500
		(31,900)	(24,700)	(19,500)	(28,400)	(37,100)	(34,300)	－	－	(28,000)	(40,200)	(34,000)	(34,400)	(34,400)	(35,000)	(31,400)	(44,000)	(52,000)	(38,700)	(47,800)	(34,400)
	05 秋田県	20,700	16,300	13,100	19,000	23,900	21,600	－	－	18,200	23,800	21,200	21,100	22,600	22,800	22,000	30,600	36,400	27,100	31,900	24,300
		(29,100)	(22,900)	(18,400)	(26,700)	(33,600)	(30,400)	－	－	(25,600)	(33,500)	(29,800)	(29,700)	(31,800)	(32,100)	(30,900)	(43,000)	(51,200)	(38,100)	(44,900)	(34,200)
	06 山形県	20,800	16,300	13,800	19,400	22,800	21,700	－	－	19,000	24,200	22,100	23,500	23,700	21,500	19,500	30,700	36,400	27,100	32,900	24,200
		(29,200)	(22,900)	(19,400)	(27,300)	(32,100)	(30,500)	－	－	(26,700)	(34,000)	(31,100)	(33,000)	(33,300)	(30,200)	(27,400)	(43,200)	(51,200)	(38,100)	(46,300)	(34,000)
	07 福島県	22,700	17,500	15,200	19,900	25,600	24,200	－	－	19,500	25,100	22,600	24,200	24,200	21,100	19,100	31,500	37,200	27,700	32,500	24,400
		(31,900)	(24,600)	(21,400)	(28,000)	(36,000)	(34,000)	－	－	(27,400)	(35,300)	(31,800)	(34,000)	(34,000)	(29,700)	(26,900)	(44,300)	(52,300)	(38,900)	(45,700)	(34,300)
関東	08 茨城県	20,100	18,600	13,000	19,500	23,000	24,300	25,400	23,800	20,200	23,900	22,500	23,700	26,900	21,700	17,900	28,400	33,600	27,000	27,200	23,000
		(28,300)	(26,200)	(18,300)	(27,400)	(32,300)	(34,200)	(35,700)	(33,500)	(28,400)	(33,600)	(31,600)	(33,300)	(37,800)	(30,500)	(25,200)	(39,900)	(47,200)	(38,000)	(38,200)	(32,300)
	09 栃木県	19,900	17,400	12,900	19,300	24,500	23,000	25,500	23,800	19,900	23,900	23,300	24,900	27,600	19,600	18,700	28,500	33,700	27,000	27,900	23,300
		(28,000)	(24,500)	(18,100)	(27,100)	(34,400)	(32,300)	(35,900)	(33,500)	(28,000)	(33,600)	(32,800)	(35,000)	(38,800)	(27,600)	(26,300)	(40,100)	(47,400)	(38,000)	(39,200)	(32,800)
	10 群馬県	19,900	18,400	13,700	19,400	25,500	21,900	24,400	23,600	19,500	23,200	22,800	21,700	25,700	19,900	16,800	28,500	33,700	27,000	29,400	23,200
		(28,000)	(25,900)	(19,300)	(27,300)	(35,900)	(30,800)	(34,300)	(33,200)	(27,400)	(32,600)	(32,100)	(30,500)	(36,100)	(28,000)	(23,600)	(40,100)	(47,400)	(38,000)	(41,300)	(32,600)
	11 埼玉県	21,300	18,900	13,600	19,200	24,500	25,300	25,500	23,900	21,500	25,600	23,800	25,300	26,900	22,600	19,700	28,500	33,700	27,000	27,000	23,100
		(29,900)	(26,600)	(19,100)	(27,000)	(34,400)	(35,600)	(35,900)	(33,600)	(30,200)	(36,000)	(33,500)	(35,600)	(37,800)	(31,800)	(27,700)	(40,100)	(47,400)	(38,000)	(38,000)	(32,500)
	12 千葉県	22,100	18,600	13,500	20,100	24,400	26,200	25,900	23,900	21,700	26,600	23,700	25,500	27,000	22,000	19,600	28,500	33,700	27,000	26,800	23,100
		(31,100)	(26,200)	(19,000)	(28,300)	(34,300)	(36,800)	(36,400)	(33,600)	(30,500)	(37,400)	(33,300)	(35,900)	(38,000)	(30,900)	(27,600)	(40,100)	(47,400)	(38,000)	(37,700)	(32,500)
	13 東京都	22,600	19,700	14,100	20,100	25,700	25,900	25,800	23,900	23,700	26,100	24,400	26,800	28,700	22,200	18,400	28,500	33,700	27,000	26,600	23,100
		(31,800)	(27,700)	(19,800)	(28,300)	(36,100)	(36,400)	(36,300)	(33,600)	(33,300)	(36,700)	(34,300)	(37,700)	(40,400)	(31,200)	(25,900)	(40,100)	(47,400)	(38,000)	(37,400)	(32,500)
	14 神奈川県	22,800	19,700	13,800	19,600	24,400	26,000	25,700	23,700	21,800	24,600	24,400	26,800	29,400	23,100	19,700	28,500	33,700	27,000	28,200	23,100
		(32,100)	(27,700)	(19,400)	(27,600)	(34,300)	(36,600)	(36,100)	(33,300)	(30,700)	(34,600)	(34,300)	(37,700)	(41,300)	(32,500)	(27,700)	(40,100)	(47,400)	(38,000)	(39,600)	(32,500)
	19 山梨県	21,700	19,600	13,500	19,500	25,100	23,200	25,600	23,500	21,300	24,100	24,700	25,300	28,300	22,200	19,200	28,600	33,800	27,100	28,500	23,100
		(30,500)	(27,600)	(19,000)	(27,400)	(35,300)	(32,600)	(36,000)	(33,000)	(29,900)	(33,900)	(34,700)	(35,600)	(39,800)	(31,200)	(27,000)	(40,200)	(47,500)	(38,100)	(40,100)	(32,500)
	20 長野県	20,900	18,000	14,300	19,400	24,300	22,900	23,800	22,300	20,000	22,600	23,200	22,800	25,000	19,900	17,300	28,700	34,000	27,200	30,100	23,400
		(29,400)	(25,300)	(20,100)	(27,300)	(34,200)	(32,200)	(33,500)	(31,400)	(28,100)	(31,800)	(32,600)	(32,100)	(35,200)	(28,000)	(24,300)	(40,400)	(47,800)	(38,200)	(42,300)	(32,900)
北陸	15 新潟県	20,300	17,100	15,000	19,600	24,700	21,400	22,600	－	19,700	22,400	21,100	21,800	22,900	20,100	17,600	30,800	36,400	26,300	31,700	23,200
		(28,500)	(24,000)	(21,100)	(27,600)	(34,700)	(30,100)	(31,800)	－	(27,700)	(31,500)	(29,700)	(30,700)	(32,200)	(28,300)	(24,700)	(43,300)	(51,200)	(37,000)	(44,600)	(32,600)
	16 富山県	22,600	18,200	14,100	19,300	26,300	24,000	－	－	20,700	24,200	23,400	23,300	24,000	21,300	17,600	30,800	36,400	26,300	31,300	23,000
		(31,800)	(25,600)	(19,800)	(27,100)	(37,000)	(33,700)	－	－	(29,100)	(34,000)	(32,900)	(32,800)	(33,700)	(29,900)	(24,700)	(43,300)	(51,200)	(37,000)	(44,000)	(32,300)
	17 石川県	21,900	18,800	14,000	19,100	26,400	24,100	－	－	20,800	23,800	22,900	22,900	23,600	20,800	18,400	30,800	36,400	26,300	31,200	23,400
		(30,800)	(26,400)	(19,700)	(26,900)	(37,100)	(33,800)	－	－	(29,200)	(33,500)	(32,200)	(32,200)	(33,200)	(29,200)	(25,900)	(43,300)	(51,200)	(37,000)	(43,900)	(32,900)
中部	21 岐阜県	21,200	18,900	14,100	20,400	25,000	24,200	26,800	25,700	20,400	23,200	23,000	23,500	25,700	22,000	19,000	30,000	35,400	26,000	30,300	24,200
		(29,800)	(26,600)	(19,800)	(28,700)	(35,200)	(34,000)	(37,700)	(36,100)	(28,700)	(32,600)	(32,300)	(33,000)	(36,100)	(30,900)	(26,700)	(42,200)	(49,800)	(36,600)	(42,600)	(34,000)
	22 静岡県	21,000	19,900	12,800	19,700	24,700	23,500	26,300	26,800	21,600	23,800	25,000	25,000	27,800	21,500	19,300	30,000	35,500	26,100	31,600	24,200
		(29,500)	(28,000)	(18,000)	(27,700)	(34,700)	(33,000)	(37,000)	(37,700)	(30,400)	(33,500)	(35,200)	(35,200)	(39,100)	(30,200)	(27,100)	(42,200)	(49,900)	(36,700)	(44,400)	(34,000)
	23 愛知県	22,100	18,900	14,500	19,800	25,900	24,900	－	－	20,500	23,200	23,400	24,500	27,100	21,700	19,600	30,000	35,400	26,000	31,000	24,100
		(31,100)	(26,600)	(20,400)	(27,800)	(36,400)	(35,000)	－	－	(28,800)	(32,600)	(32,900)	(34,400)	(38,100)	(30,500)	(27,600)	(42,200)	(49,800)	(36,600)	(43,600)	(33,900)
	24 三重県	21,100	18,300	13,700	20,700	25,500	25,500	－	24,300	20,600	23,500	24,300	23,900	26,700	21,300	18,800	30,000	35,500	26,100	29,300	23,900
		(29,700)	(25,700)	(19,300)	(29,100)	(35,900)	(35,900)	－	(34,200)	(29,000)	(33,000)	(34,200)	(33,600)	(37,500)	(29,900)	(26,400)	(42,200)	(49,900)	(36,700)	(41,200)	(33,600)
近畿	18 福井県	19,000	16,200	12,300	19,000	22,400	21,000	－	－	18,500	21,300	20,800	22,600	22,400	18,300	17,900	28,600	33,800	22,500	29,000	21,800
		(26,700)	(22,800)	(17,300)	(26,700)	(31,500)	(29,500)	－	－	(26,000)	(29,900)	(29,200)	(31,800)	(31,500)	(25,700)	(25,200)	(40,200)	(47,500)	(31,600)	(40,800)	(30,700)
	25 滋賀県	19,300	17,300	13,200	19,700	23,500	22,400	－	22,300	19,900	22,500	20,500	22,800	23,600	19,500	17,200	28,600	33,800	22,500	29,400	22,300
		(27,100)	(24,300)	(18,600)	(27,700)	(33,000)	(31,500)	－	(31,400)	(28,000)	(31,600)	(28,800)	(32,100)	(33,200)	(27,400)	(24,200)	(40,200)	(47,500)	(31,600)	(41,300)	(31,400)
	26 京都府	18,800	18,100	12,400	19,700	22,800	22,100	－	－	19,400	21,700	20,700	23,500	23,400	18,500	16,500	28,600	33,800	22,500	28,300	21,800
		(26,400)	(25,400)	(17,400)	(27,700)	(32,100)	(31,100)	－	－	(27,300)	(30,500)	(29,100)	(33,000)	(32,900)	(26,000)	(23,200)	(40,200)	(47,500)	(31,600)	(39,800)	(30,700)
	27 大阪府	20,100	17,700	12,300	19,700	23,600	23,500	－	－	20,200	22,100	21,100	24,200	23,100	19,900	16,700	28,600	33,800	22,500	27,900	21,600
		(28,300)	(24,900)	(17,300)	(27,700)	(33,200)	(33,000)	－	－	(28,400)	(31,100)	(29,700)	(34,000)	(32,500)	(28,000)	(23,500)	(40,200)	(47,500)	(31,600)	(39,200)	(30,400)
	28 兵庫県	18,100	17,900	11,800	18,800	22,400	22,400	－	－	19,100	20,700	19,900	21,700	22,800	18,700	16,500	28,600	33,800	22,500	27,100	21,700
		(25,400)	(25,200)	(16,600)	(26,400)	(31,500)	(31,500)	－	－	(26,900)	(29,100)	(28,000)	(30,500)	(32,100)	(26,300)	(23,200)	(40,200)	(47,500)	(31,600)	(38,100)	(30,500)
	29 奈良県	20,200	17,800	13,100	20,600	23,500	22,900	－	－	19,900	22,200	21,100	24,100	24,300	19,300	16,900	28,600	33,800	22,500	27,800	21,800
		(28,400)	(25,000)	(18,400)	(29,000)	(33,000)	(32,200)	－	－	(28,000)	(31,200)	(29,700)	(33,900)	(34,200)	(27,100)	(23,800)	(40,200)	(47,500)	(31,600)	(39,100)	(30,700)
	30 和歌山県	19,600	18,000	12,300	19,400	22,700	22,700	－	－	20,000	21,300	20,600	23,500	23,100	18,100	16,400	28,600	33,800	22,500	26,500	21,400
		(27,600)	(25,300)	(17,300)	(27,300)	(31,900)	(31,900)	－	－	(28,100)	(29,900)	(29,000)	(33,000)	(32,500)	(25,400)	(23,100)	(40,200)	(47,500)	(31,600)	(37,300)	(30,100)
中国	31 鳥取県	17,000	13,800	12,100	17,500	20,800	20,500	－	18,900	16,900	20,300	19,500	20,200	21,400	15,800	13,900	29,200	34,500	23,800	30,900	22,500
		(23,900)	(19,400)	(17,000)	(24,600)	(29,200)	(28,800)	－	(26,600)	(23,800)	(28,500)	(27,400)	(28,400)	(30,100)	(22,200)	(19,500)	(41,100)	(48,500)	(33,500)	(43,400)	(31,600)
	32 島根県	17,200	14,800	11,700	17,000	20,000	20,400	－	18,900	16,800	19,600	18,900	18,700	19,700	17,200	14,100	29,200	34,500	23,800	31,900	22,100
		(24,200)	(20,800)	(16,500)	(23,900)	(28,100)	(28,700)	－	(26,600)	(23,600)	(27,600)	(25,600)	(26,300)	(27,700)	(24,200)	(19,800)	(41,100)	(48,500)	(33,500)	(44,900)	(31,100)
	33 岡山県	18,200	16,100	12,400	17,700	21,400	21,300	－	18,800	18,000	20,800	19,800	20,100	21,500	18,500	15,900	29,200	34,500	23,800	30,200	22,700
		(25,600)	(22,600)	(17,400)	(24,900)	(30,100)	(29,900)	－	(26,400)	(25,300)	(29,200)	(27,800)	(28,300)	(30,200)	(26,000)	(22,400)	(41,100)	(48,500)	(33,500)	(42,500)	(31,900)
	34 広島県	18,500	16,800	12,200	17,000	21,600	21,100	－	18,900	17,900	20,700	19,700	19,100	19,800	18,900	15,900	29,200	34,500	23,800	31,200	21,900
		(26,000)	(23,600)	(17,200)	(23,900)	(30,400)	(29,700)	－	(26,600)	(25,200)	(29,100)	(27,700)	(26,900)	(27,800)	(26,600)	(22,400)	(41,100)	(48,500)	(33,500)	(43,900)	(30,800)
	35 山口県	17,200	15,400	11,800	17,200	20,900	21,000	－	18,900	17,800	20,100	19,200	18,400	20,100	17,400	15,300	29,200	34,500	23,800	30,800	22,100
		(24,200)	(21,700)	(16,600)	(24,200)	(29,400)	(29,500)	－	(26,600)	(25,000)	(28,300)	(27,000)	(25,900)	(28,300)	(24,500)	(21,500)	(41,100)	(48,500)	(33,500)	(43,300)	(31,100)
四国	36 徳島県	19,500	17,400	13,100	17,300	26,000	21,300	－	－	18,900	20,300	20,400	19,900	23,300	17,400	16,400	30,200	35,700	22,700	29,900	23,300
		(27,400)	(24,500)	(18,400)	(24,300)	(36,600)	(29,900)	－	－	(26,600)	(28,500)	(28,700)	(28,000)	(32,800)	(24,500)	(23,100)	(42,500)	(50,200)	(31,900)	(42,000)	(32,800)
	37 香川県	20,300	17,900	13,100	17,700	24,400	21,400	－	－	19,300	20,500	20,500	19,900	23,400	18,700	17,200	30,200	35,700	22,700	30,500	23,200
		(28,500)	(25,200)	(18,400)	(24,900)	(34,300)	(30,100)	－	－	(27,100)	(28,800)	(28,800)	(28,000)	(32,900)	(26,300)	(24,200)	(42,500)	(50,200)	(31,900)	(42,900)	(32,600)
	38 愛媛県	19,100	15,700	12,700	17,500	23,900	21,200	－	－	18,400	19,300	20,400	19,800	23,300	19,000	16,800	30,200	35,700	22,700	28,900	23,100
		(26,900)	(22,100)	(17,900)	(24,600)	(33,600)	(29,800)	－	－	(25,900)	(27,100)	(28,700)	(27,800)	(32,800)	(26,700)	(23,600)	(42,500)	(50,200)	(31,900)	(40,600)	(32,500)
	39 高知県	18,900	16,000	13,500	17,900	24,900	21,600	－	－	18,400	19,400	20,500	20,100	23,400	19,400	17,200	30,200	35,700	22,700	28,900	23,200
		(26,600)	(22,500)	(19,000)	(25,200)	(35,000)	(30,400)	－	－	(25,900)	(27,300)	(28,800)	(28,300)	(32,900)	(27,300)	(24,200)	(42,500)	(50,200)	(31,900)	(40,600)	(32,600)
九州	40 福岡県	19,700	17,600	12,300	17,100	21,800	21,000	22,500	21,600	18,400	20,300	18,900	21,000	22,000	19,100	16,500	29,900	35,400	27,100	28,900	22,200
		(27,700)	(24,700)	(17,300)	(24,000)	(30,700)	(29,500)	(31,600)	(30,400)	(25,900)	(28,500)	(26,600)	(29,500)	(30,900)	(26,900)	(23,200)	(42,000)	(49,800)	(38,100)	(40,600)	(31,200)
	41 佐賀県	17,400	15,000	11,900	17,000	21,400	19,600	22,800	21,800	18,000	19,900	19,100	21,500	21,600	21,100	17,000	29,900	35,400	27,100	29,300	22,600
		(24,500)	(21,100)	(16,700)	(23,900)	(30,100)	(27,600)	(32,100)	(30,700)	(25,300)	(28,000)	(26,900)	(30,200)	(30,400)	(29,700)	(23,900)	(42,000)	(49,800)	(38,100)	(41,200)	(31,800)
	42 長崎県	18,200	15,800	12,600	17,600	21,200	19,500	23,000	21,700	17,200	19,800	18,800	21,200	21,200	18,000	15,700	30,000	35,500	27,200	30,000	22,700
		(25,600)	(22,200)	(17,700)	(24,700)	(29,800)	(27,400)	(32,300)	(30,500)	(24,200)	(27,900)	(26,400)	(29,800)	(29,800)	(25,300)	(22,100)	(42,200)	(49,900)	(38,200)	(42,200)	(31,900)
	43 熊本県	18,500	16,200	13,300	17,300	22,200	20,400	22,800	21,500	16,900	20,400	19,000	21,100	21,600	18,700	16,200	30,000	35,500	27,100	28,800	21,700
		(26,000)	(22,800)	(18,700)	(24,300)	(31,200)	(28,700)	(32,100)	(30,200)	(23,800)	(28,700)	(26,700)	(29,700)	(30,400)	(26,300)	(22,800)	(42,200)	(49,900)	(38,100)	(40,500)	(30,500)
	44 大分県	17,700	15,100	12,500	17,000	20,600	20,100	22,500	21,200	17,100	20,300	19,100	20,200	21,300	20,000	18,200	30,000	35,500	27,200	28,100	21,800
		(24,900)	(21,200)	(17,600)	(23,900)	(29,000)	(28,300)	(31,600)	(29,800)	(24,000)	(28,500)	(26,900)	(28,400)	(29,900)	(28,100)	(25,600)	(42,200)	(49,900)	(38,200)	(39,500)	(30,700)
	45 宮崎県	19,700	14,800	12,600	17,100	20,800	20,300	22,800	21,200	16,700	19,200	19,000	20,700	20,700	20,000	16,900	29,900	35,400	27,100	29,200	21,700
		(27,700)	(20,800)	(17,700)	(24,000)	(29,200)	(28,500)	(32,100)	(29,800)	(23,500)	(27,000)	(26,700)	(29,100)	(29,100)	(28,100)	(23,800)	(42,000)	(49,800)	(38,100)	(41,100)	(30,500)
	46 鹿児島県	21,600	15,900	13,600	16,800	24,100	20,700	22,800	21,200	17,200	20,200	19,000	21,000	21,500	22,100	19,300	30,000	35,500	27,200	29,900	22,100
		(30,400)	(22,400)	(19,100)	(23,600)	(33,900)	(29,100)	(32,100)	(29,800)	(24,200)	(28,400)	(26,700)	(29,500)	(30,200)	(31,100)	(27,100)	(42,200)	(49,900)	(38,200)	(42,000)	(31,100)
沖縄	47 沖縄県	19,600	17,200	13,300	－	20,600	24,900	18,300	－	15,400	22,800	18,100	21,600	21,600	22,200	19,600	30,500	36,100	26,900	25,900	21,000
		(27,600)	(24,200)	(18,700)	－	(29,000)	(35,000)	(25,700)	－	(21,700)	(32,100)	(25,400)	(30,400)	(30,400)	(31,200)	(27,600)	(42,900)	(50,800)	(37,800)	(36,400)	(29,500)

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示（試行）

1 公共工事設計労務単価（上段）は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。（例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。）
5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全管理費、宿舎費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額（参考値）を、下段に括弧書きで示す。
これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものではない。
7 この表は、「平成29年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

（上段：公共工事設計労務単価
（下段）：公共工事設計労務単価＋必要経費（法定福利費の事業主負担額、労務管理費、宿舎費等）（参考値））

所定労働時間内8時間あたりの金額（単位：円）

地方連絡協議会名	都道府県名	トンネル世話役	橋りょう特殊工	橋りょう塗装工	橋りょう世話役	土木一般世話役	高級船員	普通船員	潜水士	潜水連絡員	潜水送気員	山林砂防工	軌道工	型わく工	大工	左官	配管工	はつり工	防水工	板金工
北海道	01 北海道	32,800	27,400	27,700	33,700	20,300	25,200	20,000	36,600	23,900	23,000	－	26,200	20,500	22,000	22,000	18,800	22,200	23,100	22,100
		(46,100)	(38,500)	(38,900)	(47,400)	(28,500)	(35,400)	(28,100)	(51,500)	(33,600)	(32,300)	－	(36,800)	(28,800)	(30,900)	(30,900)	(26,400)	(31,200)	(32,500)	(31,100)
東北	02 青森県	33,500	27,200	29,300	33,000	24,300	26,300	20,700	42,300	26,200	26,500	－	28,600	26,400	23,400	23,600	18,400	21,800	20,600	21,800
		(47,100)	(38,200)	(41,200)	(46,400)	(34,200)	(37,000)	(29,100)	(59,500)	(36,800)	(37,300)	－	(40,200)	(37,100)	(32,900)	(33,200)	(25,900)	(30,700)	(29,000)	(30,700)
	03 岩手県	34,400	28,000	30,100	35,200	24,400	26,400	20,800	45,200	28,000	28,700	－	30,500	27,400	24,700	25,700	19,700	22,300	21,300	22,600
		(48,400)	(39,400)	(42,300)	(49,500)	(34,300)	(37,100)	(29,200)	(63,600)	(39,400)	(40,400)	－	(42,900)	(38,500)	(34,700)	(36,100)	(27,700)	(31,400)	(29,900)	(31,800)
	04 宮城県	34,100	27,800	29,900	38,300	24,500	26,200	20,600	49,400	30,500	31,000	－	33,400	30,900	26,900	27,900	20,600	22,100	23,400	24,400
		(47,900)	(39,100)	(42,000)	(53,800)	(34,400)	(36,800)	(29,000)	(69,500)	(42,900)	(43,600)	－	(47,000)	(43,400)	(37,800)	(39,200)	(29,000)	(31,100)	(32,900)	(34,300)
	05 秋田県	33,500	27,600	29,300	34,000	25,200	26,300	20,700	43,700	26,900	27,400	－	28,800	23,800	25,800	23,900	17,500	21,800	21,200	21,700
		(47,100)	(38,800)	(41,200)	(47,800)	(35,400)	(37,000)	(29,100)	(61,400)	(37,800)	(38,500)	－	(40,500)	(33,500)	(36,300)	(33,600)	(24,600)	(30,700)	(29,800)	(30,500)
	06 山形県	33,500	27,500	29,300	33,300	23,600	26,300	21,700	44,000	27,200	27,600	－	27,900	24,200	22,500	23,500	19,800	21,800	23,700	22,500
		(47,100)	(38,700)	(41,200)	(46,800)	(33,200)	(37,000)	(30,500)	(61,900)	(38,200)	(38,800)	－	(39,200)	(34,000)	(31,600)	(33,000)	(27,800)	(30,700)	(33,300)	(31,600)
	07 福島県	34,200	27,900	30,000	34,100	22,200	26,300	21,700	45,100	27,900	28,500	－	35,000	23,100	25,600	24,200	20,200	22,200	24,000	23,500
		(48,100)	(39,200)	(42,200)	(47,900)	(31,200)	(37,000)	(30,500)	(63,400)	(39,200)	(40,100)	－	(49,200)	(32,500)	(36,000)	(34,000)	(28,400)	(31,200)	(33,700)	(33,000)
関東	08 茨城県	30,400	28,300	29,500	31,700	21,900	29,000	21,800	36,100	23,100	25,300	25,500	43,100	23,600	24,600	25,300	20,400	23,700	25,500	25,500
		(42,700)	(39,800)	(41,500)	(44,600)	(30,800)	(40,800)	(30,700)	(50,800)	(32,500)	(35,600)	(35,900)	(60,600)	(33,200)	(34,600)	(35,600)	(28,700)	(33,300)	(35,900)	(35,900)
	09 栃木県	30,400	28,700	29,500	32,000	21,800	29,000	21,800	36,400	23,800	25,600	25,500	43,900	23,400	24,900	25,600	20,500	23,800	26,400	25,900
		(42,700)	(40,400)	(41,500)	(45,000)	(30,700)	(40,800)	(30,700)	(51,200)	(33,500)	(36,000)	(35,900)	(61,700)	(32,900)	(35,000)	(36,000)	(28,800)	(33,500)	(37,100)	(36,400)
	10 群馬県	30,300	28,500	29,500	32,000	21,900	29,100	21,800	37,800	23,200	24,900	25,500	40,700	23,300	24,100	22,600	19,800	23,800	24,300	23,600
		(42,600)	(40,100)	(41,500)	(45,000)	(30,800)	(40,900)	(30,700)	(53,100)	(32,600)	(35,000)	(35,900)	(57,200)	(32,800)	(33,900)	(31,800)	(27,800)	(33,500)	(34,200)	(33,200)
	11 埼玉県	30,400	29,300	29,600	32,200	22,200	27,600	21,800	37,700	26,800	26,800	25,500	44,000	24,600	24,300	25,400	20,300	23,800	27,400	26,300
		(42,700)	(41,200)	(41,600)	(45,300)	(31,200)	(38,800)	(30,700)	(53,000)	(37,700)	(37,700)	(35,900)	(61,900)	(34,600)	(34,200)	(35,700)	(28,500)	(33,500)	(38,500)	(37,000)
	12 千葉県	30,400	28,700	29,600	32,200	22,700	27,600	21,800	37,700	26,800	26,800	25,500	45,000	23,800	24,300	25,900	20,700	23,800	27,500	26,400
		(42,700)	(40,400)	(41,600)	(45,300)	(31,900)	(38,800)	(30,700)	(53,000)	(37,700)	(37,700)	(35,900)	(63,300)	(33,500)	(34,200)	(36,400)	(29,100)	(33,500)	(38,700)	(37,100)
	13 東京都	30,400	28,500	29,600	32,600	23,300	27,600	21,800	38,900	26,800	26,600	25,500	42,800	24,700	24,300	26,200	20,900	23,800	28,400	26,400
		(42,700)	(40,100)	(41,600)	(45,800)	(32,800)	(38,800)	(30,700)	(54,700)	(37,700)	(37,400)	(35,900)	(60,200)	(34,700)	(34,200)	(36,800)	(29,400)	(33,500)	(39,900)	(37,100)
	14 神奈川県	30,400	28,300	29,600	31,900	23,700	27,600	21,800	38,200	26,000	25,600	25,500	41,600	24,600	24,300	25,500	20,100	23,800	26,000	25,800
		(42,700)	(39,800)	(41,600)	(44,900)	(33,300)	(38,800)	(30,700)	(53,700)	(36,600)	(36,000)	(35,900)	(58,500)	(34,600)	(34,200)	(35,900)	(28,300)	(33,500)	(36,600)	(36,300)
	19 山梨県	30,400	28,500	29,600	31,300	22,500	27,500	21,700	38,600	25,500	25,600	25,500	41,200	24,700	24,400	25,100	20,100	23,800	25,600	25,500
		(42,700)	(40,100)	(41,600)	(44,000)	(31,600)	(38,700)	(30,500)	(54,300)	(35,900)	(36,000)	(35,900)	(57,900)	(34,700)	(34,300)	(35,300)	(28,300)	(33,500)	(36,000)	(35,900)
	20 長野県	30,700	28,700	29,800	31,000	21,900	27,800	21,800	37,000	24,300	25,700	25,500	36,500	21,700	23,900	21,800	19,300	24,000	24,000	24,000
		(43,200)	(40,400)	(41,900)	(43,600)	(30,800)	(39,100)	(30,700)	(52,000)	(34,200)	(36,100)	(35,900)	(51,300)	(30,500)	(33,600)	(30,700)	(27,100)	(33,700)	(33,700)	(33,700)
北陸	15 新潟県	33,400	26,700	32,200	30,300	20,600	27,000	21,400	38,500	23,400	25,200	－	27,800	21,300	21,700	21,300	19,800	21,100	21,700	22,100
		(47,000)	(37,500)	(45,300)	(42,600)	(29,000)	(38,000)	(30,100)	(54,100)	(32,900)	(35,400)	－	(39,100)	(29,900)	(30,500)	(29,900)	(27,800)	(29,700)	(30,500)	(31,100)
	16 富山県	33,600	26,600	32,200	31,100	21,800	25,800	21,400	39,200	23,500	25,900	24,200	32,300	23,600	22,200	22,000	19,900	21,100	21,700	22,400
		(47,200)	(37,400)	(45,300)	(43,700)	(30,700)	(36,300)	(30,100)	(55,100)	(33,000)	(36,400)	(34,000)	(45,400)	(33,200)	(31,200)	(30,900)	(28,000)	(29,700)	(30,500)	(31,500)
	17 石川県	33,300	26,800	32,200	31,700	23,400	25,800	21,500	37,800	24,300	24,400	24,200	32,900	23,100	22,200	21,700	19,800	21,100	22,500	22,700
		(46,800)	(37,700)	(45,300)	(44,600)	(32,900)	(36,300)	(30,200)	(53,100)	(34,200)	(34,300)	(34,000)	(46,300)	(32,500)	(31,200)	(30,500)	(27,800)	(29,700)	(31,600)	(31,900)
中部	21 岐阜県	34,100	27,900	30,300	31,300	23,000	26,400	21,200	35,400	23,200	22,800	26,500	36,300	24,800	25,000	22,600	19,900	23,700	23,000	22,900
		(47,900)	(39,200)	(42,600)	(44,000)	(32,300)	(37,100)	(29,800)	(49,800)	(32,600)	(32,100)	(37,300)	(51,000)	(34,900)	(35,200)	(31,800)	(28,000)	(33,300)	(32,300)	(32,200)
	22 静岡県	34,200	28,700	30,400	31,600	23,200	26,400	21,200	40,500	25,200	25,800	26,500	39,000	23,500	25,000	23,900	20,400	23,800	25,300	23,900
		(48,100)	(40,400)	(42,700)	(44,400)	(32,600)	(37,100)	(29,800)	(56,900)	(35,400)	(36,300)	(37,300)	(54,800)	(33,000)	(35,200)	(33,600)	(28,700)	(33,500)	(35,600)	(33,600)
	23 愛知県	34,100	27,800	30,300	30,900	23,000	26,400	21,200	38,000	24,600	23,100	26,500	36,900	25,100	－	23,200	20,600	23,700	24,800	23,200
		(47,800)	(39,100)	(42,600)	(43,400)	(32,300)	(37,100)	(29,800)	(53,400)	(34,600)	(32,500)	(37,300)	(51,900)	(35,300)	－	(32,600)	(29,000)	(33,300)	(34,900)	(32,600)
	24 三重県	34,200	27,900	30,400	32,200	22,200	26,200	21,000	38,100	24,100	23,000	26,500	38,200	23,500	25,000	22,700	20,900	23,800	24,700	24,800
		(48,100)	(39,200)	(42,700)	(45,300)	(31,200)	(36,800)	(29,500)	(53,600)	(33,800)	(32,300)	(37,300)	(53,700)	(33,000)	(35,200)	(31,900)	(29,400)	(33,500)	(34,700)	(34,900)
近畿	18 福井県	30,600	26,600	27,800	30,900	21,300	25,000	19,100	30,900	22,400	22,300	21,300	33,600	21,100	19,800	20,600	19,000	21,900	21,700	21,900
		(43,000)	(37,400)	(39,100)	(43,400)	(29,900)	(35,200)	(26,900)	(43,400)	(31,500)	(31,400)	(29,900)	(47,200)	(29,700)	(27,800)	(29,000)	(26,700)	(30,800)	(30,500)	(30,800)
	25 滋賀県	31,200	26,400	27,700	30,600	21,100	23,400	19,100	31,200	23,400	22,200	21,300	33,800	21,500	20,800	21,400	20,100	21,900	22,400	22,000
		(43,900)	(37,100)	(38,900)	(43,000)	(29,700)	(32,900)	(26,900)	(43,900)	(32,900)	(31,200)	(29,900)	(47,500)	(30,200)	(29,200)	(30,100)	(28,300)	(30,800)	(31,500)	(30,900)
	26 京都府	30,800	26,400	27,700	30,600	20,700	23,400	19,100	30,800	23,400	22,000	21,300	34,300	22,200	20,600	21,700	20,000	21,900	22,400	22,000
		(43,300)	(37,100)	(38,900)	(43,000)	(28,100)	(32,900)	(26,900)	(43,300)	(32,900)	(30,900)	(29,900)	(48,200)	(31,200)	(29,000)	(30,500)	(28,100)	(30,800)	(31,500)	(30,900)
	27 大阪府	30,600	26,700	27,700	31,200	22,100	25,100	19,100	31,600	23,400	22,400	21,300	35,700	23,400	20,300	21,800	20,500	21,900	22,500	22,000
		(43,000)	(37,500)	(38,900)	(43,900)	(31,100)	(35,300)	(26,900)	(44,400)	(32,900)	(31,500)	(29,900)	(50,200)	(32,900)	(28,500)	(30,700)	(28,800)	(30,800)	(31,600)	(30,900)
	28 兵庫県	30,700	26,700	27,700	30,900	20,600	24,000	19,100	32,400	23,400	22,800	21,300	33,400	22,000	20,500	20,700	18,300	21,900	21,700	20,500
		(43,200)	(37,500)	(38,900)	(43,400)	(29,000)	(33,700)	(26,900)	(45,600)	(32,900)	(32,100)	(29,900)	(47,000)	(30,900)	(28,800)	(29,100)	(25,700)	(30,800)	(30,500)	(28,800)
	29 奈良県	31,200	26,400	27,700	30,500	21,800	24,500	19,100	30,900	23,400	22,300	21,300	36,700	23,100	20,800	22,300	20,500	21,900	22,400	22,000
		(43,900)	(37,100)	(38,900)	(42,900)	(30,700)	(34,400)	(26,900)	(43,400)	(32,900)	(31,400)	(29,900)	(51,600)	(32,500)	(29,200)	(31,400)	(28,800)	(30,800)	(31,500)	(30,900)
	30 和歌山県	30,800	26,400	27,700	30,500	21,700	23,400	19,100	30,900	23,400	21,900	21,300	34,700	23,400	20,600	21,900	19,700	21,900	22,200	22,000
		(43,300)	(37,100)	(38,900)	(42,900)	(30,500)	(32,900)	(26,900)	(43,400)	(32,900)	(30,800)	(29,900)	(48,800)	(32,900)	(29,000)	(30,800)	(27,700)	(30,800)	(31,200)	(30,900)
中国	31 鳥取県	32,200	24,800	25,700	28,500	19,300	24,100	19,300	34,900	26,400	25,400	－	31,100	20,000	20,300	19,500	16,800	20,200	21,900	20,800
		(45,300)	(34,800)	(36,100)	(40,100)	(27,100)	(33,900)	(27,100)	(49,100)	(37,100)	(35,700)	－	(43,700)	(28,100)	(28,500)	(27,400)	(23,600)	(28,400)	(30,800)	(29,200)
	32 島根県	32,200	24,800	25,700	28,200	18,700	24,100	19,300	35,100	27,900	25,600	－	26,000	19,300	20,600	18,800	17,100	20,200	20,800	20,400
		(45,300)	(34,900)	(36,100)	(39,600)	(26,300)	(33,900)	(27,100)	(49,400)	(39,200)	(36,000)	－	(36,600)	(27,100)	(29,000)	(26,400)	(24,000)	(28,400)	(29,200)	(28,700)
	33 岡山県	32,200	25,000	25,700	28,400	20,000	24,500	19,300	34,900	26,500	25,500	－	29,700	20,700	20,300	19,800	17,500	20,200	22,200	20,700
		(45,300)	(35,200)	(36,100)	(39,900)	(28,100)	(34,400)	(27,100)	(49,100)	(37,300)	(35,900)	－	(41,800)	(29,100)	(28,500)	(27,800)	(24,600)	(28,400)	(31,200)	(29,100)
	34 広島県	32,200	25,000	25,700	28,500	19,400	24,200	19,700	35,600	28,200	25,800	－	26,100	20,200	20,600	19,500	17,400	20,200	21,500	20,200
		(45,300)	(35,200)	(36,100)	(40,100)	(27,200)	(34,000)	(27,700)	(50,100)	(39,600)	(36,300)	－	(36,700)	(28,400)	(29,000)	(27,400)	(24,500)	(28,400)	(30,200)	(28,400)
	35 山口県	32,200	25,000	25,700	28,400	19,900	24,100	19,100	35,600	28,200	25,900	－	26,200	19,300	20,700	19,200	17,500	20,200	21,100	20,400
		(45,300)	(35,200)	(36,100)	(39,900)	(28,000)	(33,900)	(26,900)	(50,100)	(39,600)	(36,400)	－	(36,800)	(27,100)	(29,100)	(27,000)	(24,600)	(28,400)	(29,700)	(28,700)
四国	36 徳島県	31,400	25,800	26,700	28,500	20,900	33,600	22,300	39,400	－	20,300	20,600	－	20,900	20,800	21,600	18,200	20,500	21,300	
		(44,100)	(36,300)	(37,500)	(40,100)	(29,400)	(47,200)	(31,400)	(55,400)	－	(28,500)	(29,000)	－	(29,400)	(29,200)	(30,400)	(25,600)	(28,800)	(29,900)	－
	37 香川県	31,700	25,700	26,700	28,800	20,900	33,800	23,300	40,000	－	20,700	20,600	－	20,800	20,800	21,600	19,000	20,500	21,400	
		(44,600)	(36,100)	(37,500)	(40,500)	(29,400)	(47,500)	(32,800)	(56,200)	－	(29,100)	(29,000)	－	(29,200)	(29,200)	(30,400)	(26,700)	(28,800)	(30,100)	－
	38 愛媛県	31,500	25,500	26,700	27,800	21,900	33,400	22,300	39,700	－	20,400	20,600	－	20,700	20,800	21,400	18,100	20,500	21,100	
		(44,300)	(35,900)	(37,500)	(39,100)	(30,800)	(47,000)	(31,400)	(55,800)	－	(28,700)	(29,000)	－	(29,100)	(29,200)	(30,100)	(25,400)	(28,800)	(29,700)	－
	39 高知県	31,200	25,800	26,700	28,400	20,700	33,400	21,900	39,600	－	20,500	20,600	－	20,400	20,800	21,300	17,800	20,500	21,100	
		(43,900)	(36,300)	(37,500)	(39,900)	(29,100)	(47,000)	(30,800)	(55,700)	－	(28,800)	(29,000)	－	(28,700)	(29,200)	(29,900)	(25,000)	(28,800)	(29,700)	－
九州	40 福岡県	30,400	24,400	26,600	29,900	21,100	26,400	20,100	34,500	21,900	22,000	－	26,200	20,300	21,500	20,500	17,200	18,500	20,200	19,400
		(42,700)	(34,300)	(37,400)	(42,000)	(29,700)	(37,100)	(28,300)	(48,500)	(30,800)	(30,900)	－	(36,800)	(28,500)	(30,200)	(28,800)	(24,200)	(26,000)	(28,400)	(27,300)
	41 佐賀県	30,600	24,400	26,600	30,100	20,100	26,200	20,100	34,600	21,900	22,000	－	27,400	21,900	21,600	20,600	16,900	18,500	20,300	19,500
		(43,000)	(34,300)	(37,400)	(42,300)	(28,300)	(36,800)	(28,300)	(48,600)	(30,800)	(30,900)	－	(38,500)	(30,800)	(30,400)	(29,000)	(23,800)	(26,000)	(28,500)	(27,400)
	42 長崎県	30,900	24,400	26,700	30,100	19,800	25,200	19,300	34,400	21,700	21,800	－	27,000	20,000	21,500	20,500	16,900	18,600	20,000	19,700
		(43,400)	(34,300)	(37,500)	(42,300)	(27,800)	(35,400)	(27,100)	(48,400)	(30,500)	(30,700)	－	(38,000)	(28,100)	(30,200)	(28,800)	(23,800)	(26,200)	(28,100)	(27,700)
	43 熊本県	30,600	24,400	26,600	29,000	20,500	26,400	19,500	34,500	21,800	21,900	－	26,800	20,100	21,600	20,100	16,500	18,600	20,100	19,400
		(43,000)	(34,300)	(37,400)	(40,800)	(28,800)	(37,100)	(27,400)	(48,500)	(30,700)	(30,800)	－	(37,700)	(28,300)	(30,400)	(28,300)	(23,200)	(26,200)	(28,300)	(27,300)
	44 大分県	30,600	24,400	26,700	29,400	20,800	26,300	19,800	34,600	21,800	21,900	－	26,700	19,500	21,300	20,300	16,400	18,500	20,200	19,500
		(43,000)	(34,300)	(37,500)	(41,300)	(29,200)	(37,000)	(27,800)	(48,600)	(30,700)	(30,800)	－	(37,500)	(27,400)	(29,900)	(28,500)	(23,100)	(26,000)	(28,400)	(27,400)
	45 宮崎県	30,500	24,400	26,600	29,900	21,000	25,200	19,300	34,500	21,700	21,800	－	26,400	20,500	21,100	20,200	16,300	18,500	19,900	19,400
		(42,900)	(34,300)	(37,400)	(42,000)	(29,500)	(35,400)	(27,100)	(48,500)	(30,500)	(30,700)	－	(37,100)	(28,800)	(29,700)	(28,400)	(22,900)	(26,000)	(28,000)	(27,300)
	46 鹿児島県	30,400	24,400	26,700	30,200	22,800	25,100	19,300	34,700	21,800	22,000	－	26,600	22,600	21,700	20,600	16,200	18,500	20,000	19,500
		(42,700)	(34,300)	(37,500)	(42,500)	(32,100)	(35,300)	(27,100)	(48,800)	(30,700)	(30,900)	－	(37,400)	(31,800)	(30,500)	(29,000)	(22,800)	(26,000)	(28,100)	(27,400)
沖縄	47 沖縄県	29,500	29,300	23,700	35,000	22,400	22,200	19,800	41,600	25,600	27,700	－	－	23,500	－	22,700	15,700	15,700	26,900	
		(41,500)	(41,200)	(33,300)	(49,200)	(31,500)	(31,200)	(27,800)	(58,500)	(36,000)	(38,900)	－	－	(33,000)	－	(31,900)	(22,100)	(22,100)	(37,800)	－

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示（試行）

1 公共工事設計労務単価（上段）は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。（例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。）
5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全管理費、宿舎費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額（参考値）を、下段に括弧書きで示す。
これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものではない。
7 この表は、「平成29年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

（上段：公共工事設計労務単価
（下段）：公共工事設計労務単価＋必要経費（法定福利費の事業主負担額、労務管理費、宿舎費等）（参考値））

所定労働時間内8時間あたりの金額（単位：円）

地方連絡協議会名	都道府県名	サッシ工	内装工	ガラス工	建具工	ダクト工	保温工	設備機械工	交通誘導警備員A	交通誘導警備員B
北海道	01 北海道	22,100	21,500	19,400	－	18,600	21,600	20,900	12,300	10,400
		(31,100)	(30,200)	(27,300)	－	(26,200)	(30,400)	(29,400)	(17,300)	(14,600)
東北	02 青森県	24,000	21,400	20,700	－	17,800	20,300	20,200	11,500	10,100
		(33,700)	(30,100)	(29,100)	－	(25,000)	(28,500)	(28,400)	(16,200)	(14,200)
	03 岩手県	24,600	22,100	21,300	－	18,000	20,300	20,200	12,500	10,900
		(34,600)	(31,100)	(29,900)	－	(25,300)	(28,500)	(28,400)	(17,600)	(15,300)
	04 宮城県	26,400	24,200	21,000	－	18,300	20,300	20,200	13,600	11,700
		(37,100)	(34,000)	(29,500)	－	(25,700)	(28,500)	(28,400)	(19,100)	(16,500)
	05 秋田県	24,300	21,600	20,700	－	17,900	20,300	20,200	11,600	10,000
		(34,200)	(30,400)	(29,100)	－	(25,200)	(28,500)	(28,400)	(16,300)	(14,100)
	06 山形県	23,800	22,800	20,700	－	19,000	20,300	20,200	13,100	11,300
		(33,500)	(32,100)	(29,100)	－	(26,700)	(28,500)	(28,400)	(18,400)	(15,900)
	07 福島県	24,900	24,000	21,200	－	18,700	20,300	20,200	13,600	11,700
		(35,000)	(33,700)	(29,800)	－	(26,300)	(28,500)	(28,400)	(19,100)	(16,500)
関東	08 茨城県	24,400	26,300	23,500	－	20,400	21,000	21,300	13,100	11,900
		(34,300)	(37,000)	(33,000)	－	(28,700)	(29,500)	(29,900)	(18,400)	(16,700)
	09 栃木県	24,500	26,800	23,500	－	20,200	21,000	21,300	12,800	11,000
		(34,400)	(37,700)	(33,000)	－	(28,400)	(29,500)	(29,900)	(18,000)	(15,500)
	10 群馬県	23,600	26,000	23,500	23,100	19,500	21,000	21,300	12,200	10,700
		(33,200)	(36,600)	(33,000)	(32,500)	(27,400)	(29,500)	(29,900)	(17,200)	(15,000)
	11 埼玉県	24,100	26,500	23,600	－	20,700	21,000	21,300	13,000	11,500
		(33,900)	(37,300)	(33,200)	－	(29,100)	(29,500)	(29,900)	(18,300)	(16,200)
	12 千葉県	24,200	26,000	23,600	－	20,400	21,000	21,300	13,400	11,600
		(34,000)	(36,600)	(33,200)	－	(28,700)	(29,500)	(29,900)	(18,800)	(16,300)
	13 東京都	24,300	26,200	23,600	－	20,700	21,000	21,300	13,900	12,000
		(34,200)	(36,800)	(33,200)	－	(29,100)	(29,500)	(29,900)	(19,500)	(16,900)
	14 神奈川県	23,900	26,600	23,600	23,100	20,000	21,000	21,300	13,800	12,000
		(33,600)	(37,400)	(33,200)	(32,500)	(28,100)	(29,500)	(29,900)	(19,400)	(16,900)
	19 山梨県	24,100	26,800	23,600	23,100	19,900	21,000	21,300	12,600	11,000
		(33,900)	(37,700)	(33,200)	(32,500)	(28,000)	(29,500)	(29,900)	(17,700)	(15,500)
	20 長野県	23,400	25,700	23,800	23,200	19,600	21,000	21,300	11,600	9,900
		(32,900)	(36,100)	(33,500)	(32,600)	(27,600)	(29,500)	(29,900)	(16,300)	(13,900)
北陸	15 新潟県	24,700	22,500	21,400	18,700	19,000	20,900	21,100	12,900	11,200
		(34,700)	(31,600)	(30,100)	(26,300)	(26,700)	(29,400)	(29,700)	(18,100)	(15,700)
	16 富山県	24,000	22,400	21,400	18,500	19,600	20,900	21,100	12,800	11,600
		(33,700)	(31,500)	(30,100)	(26,000)	(27,600)	(29,400)	(29,700)	(18,000)	(16,300)
	17 石川県	23,500	21,800	21,400	18,200	19,700	20,900	21,100	13,300	11,500
		(33,000)	(30,700)	(30,100)	(25,600)	(27,700)	(29,400)	(29,700)	(18,700)	(16,200)
中部	21 岐阜県	24,000	23,400	22,900	21,300	19,100	22,700	23,400	12,800	11,500
		(33,700)	(32,900)	(32,200)	(29,900)	(26,900)	(31,900)	(32,900)	(18,000)	(16,200)
	22 静岡県	23,800	29,300	22,900	21,300	20,900	22,600	23,400	13,300	11,400
		(33,500)	(41,200)	(32,200)	(29,900)	(29,400)	(31,800)	(32,900)	(18,700)	(16,000)
	23 愛知県	23,700	26,300	22,900	21,300	19,700	22,600	23,400	13,700	11,700
		(33,300)	(37,000)	(32,200)	(29,900)	(27,700)	(31,800)	(32,900)	(19,300)	(16,500)
	24 三重県	24,200	26,400	22,900	21,300	20,500	22,700	23,400	13,000	11,200
		(34,000)	(37,100)	(32,200)	(29,900)	(28,800)	(31,900)	(32,900)	(18,300)	(15,700)
近畿	18 福井県	20,600	22,000	21,000	－	18,800	21,300	21,400	12,300	10,700
		(29,000)	(30,900)	(29,500)	－	(26,400)	(29,900)	(30,100)	(17,300)	(15,000)
	25 滋賀県	22,400	22,500	21,000	－	19,600	21,700	22,300	11,800	10,000
		(31,500)	(31,600)	(29,500)	－	(27,600)	(30,500)	(31,400)	(16,600)	(14,100)
	26 京都府	22,400	22,600	21,000	－	19,100	21,500	22,100	11,900	9,600
		(31,500)	(31,800)	(29,500)	－	(26,900)	(30,200)	(31,100)	(16,700)	(13,500)
	27 大阪府	22,000	22,600	21,000	－	19,100	21,300	21,900	11,700	10,200
		(30,900)	(31,800)	(29,500)	－	(26,900)	(29,900)	(30,800)	(16,500)	(14,300)
	28 兵庫県	22,000	22,600	21,000	－	19,000	21,400	21,900	12,000	10,000
		(30,900)	(31,800)	(29,500)	－	(26,700)	(30,100)	(30,800)	(16,900)	(14,100)
	29 奈良県	22,400	22,700	21,000	－	19,200	21,700	21,800	12,100	10,100
		(31,500)	(31,900)	(29,500)	－	(27,000)	(30,500)	(30,700)	(17,000)	(14,200)
	30 和歌山県	22,200	22,600	21,000	－	19,000	21,500	21,600	11,700	10,000
		(31,200)	(31,800)	(29,500)	－	(26,700)	(30,200)	(30,400)	(16,500)	(14,100)
中国	31 鳥取県	19,000	21,000	19,700	16,900	17,400	19,200	19,400	12,100	9,600
		(26,700)	(29,500)	(27,700)	(23,800)	(24,500)	(27,000)	(27,300)	(17,000)	(13,500)
	32 島根県	18,900	20,500	19,700	16,900	17,700	19,200	19,400	12,100	10,300
		(26,600)	(28,800)	(27,700)	(23,800)	(24,900)	(27,000)	(27,300)	(17,000)	(14,500)
	33 岡山県	18,900	21,500	19,700	16,900	17,400	19,200	19,400	12,500	10,800
		(26,600)	(30,200)	(27,700)	(23,800)	(24,500)	(27,000)	(27,300)	(17,600)	(15,200)
	34 広島県	18,900	20,600	19,700	16,900	17,600	19,200	19,400	12,500	10,600
		(26,600)	(29,000)	(27,700)	(23,800)	(24,700)	(27,000)	(27,300)	(17,600)	(14,900)
	35 山口県	18,900	20,700	19,700	16,900	17,600	19,200	19,400	12,300	10,200
		(26,600)	(29,100)	(27,700)	(23,800)	(24,700)	(27,000)	(27,300)	(17,300)	(14,300)
四国	36 徳島県	－	－	19,800	－	－	21,100	20,500	12,200	10,900
		－	－	(27,800)	－	－	(29,700)	(28,800)	(17,200)	(15,300)
	37 香川県	－	－	19,800	－	－	21,100	20,500	12,300	11,000
		－	－	(27,800)	－	－	(29,700)	(28,800)	(17,300)	(15,500)
	38 愛媛県	－	－	19,800	－	－	21,100	20,500	11,700	9,900
		－	－	(27,800)	－	－	(29,700)	(28,800)	(16,500)	(13,900)
	39 高知県	－	－	19,800	－	－	21,100	20,500	11,100	9,400
		－	－	(27,800)	－	－	(29,700)	(28,800)	(15,600)	(13,200)
九州	40 福岡県	24,200	20,400	20,400	15,300	16,100	19,100	19,700	11,500	10,100
		(34,000)	(28,700)	－	(21,500)	(22,600)	(26,900)	(27,700)	(16,200)	(14,200)
	41 佐賀県	24,200	20,400	20,400	15,300	16,200	19,100	19,800	11,400	9,900
		(34,000)	(28,700)	(28,700)	(21,500)	(22,800)	(26,900)	(27,800)	(16,000)	(13,900)
	42 長崎県	24,000	21,200	20,500	15,400	16,300	19,100	19,900	11,600	10,600
		(33,700)	(29,800)	(28,800)	(21,700)	(22,900)	(26,900)	(28,000)	(16,300)	(14,900)
	43 熊本県	24,200	20,400	20,500	15,300	16,200	19,100	19,600	11,200	9,600
		(34,000)	(28,700)	(28,800)	(21,500)	(22,800)	(26,900)	(27,600)	(15,700)	(13,500)
	44 大分県	23,700	20,400	20,400	15,300	16,200	19,100	19,700	11,400	9,200
		(33,300)	(28,700)	(28,700)	(21,500)	(22,800)	(26,900)	(27,700)	(16,000)	(12,900)
	45 宮崎県	23,600	20,300	20,400	15,300	16,200	19,100	19,600	11,400	8,900
		(33,200)	(28,500)	(28,700)	(21,500)	(22,800)	(26,900)	(27,600)	(16,000)	(12,500)
	46 鹿児島県	23,700	20,100	20,500	15,200	16,100	19,100	19,600	12,100	10,300
		(33,300)	(28,300)	(28,800)	(21,400)	(22,600)	(26,900)	(27,600)	(17,000)	(14,500)
沖縄	47 沖縄県	18,400	16,800	20,000	－	14,900	18,600	－	10,200	9,000
		(25,900)	(23,600)	(28,100)	－	(20,900)	(26,200)	－	(14,300)	(12,700)

（１）参考

今回の調査（平成２８年１０月調査）において、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価としての設定に至らなかった職種は次の表のとおりである。

職種
タイル工
屋根ふき工
建築ブロック工

（２）法定福利費のうち、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の事業主負担額（試算）の参考公表

○　公共工事設計労務単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、法定福利費のうち、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の事業主負担額等は含まれていない。これらの事業主負担額の費用は、積算上、現場管理費等に含まれている。

種類 / 負担率		労働保険	社会保険		法定福利費の事業主負担額（月当たり）	日当たり賃金＋法定福利費の事業主負担額（日当たり）	日当たりに対する割合
		雇用保険	健康保険（介護保険を含む）	厚生年金保険（児童手当拠出金を含む）			
日当たり賃金	標準報酬月額	0.900%	5.770%	9.291%			
7,500	170,000	1,485	9,809	15,795	27,089	8,731	116.4%
10,000	220,000	1,980	12,694	20,440	35,114	11,596	116.0%
12,500	280,000	2,475	16,156	26,015	44,646	14,529	116.2%
15,000	340,000	2,970	19,618	31,589	54,177	17,463	116.4%
17,500	380,000	3,465	21,926	35,306	60,697	20,259	115.8%
20,000	440,000	3,960	25,388	40,880	70,228	23,192	116.0%
22,500	500,000	4,455	28,850	46,455	79,760	26,125	116.1%
25,000	560,000	4,950	32,312	52,030	89,292	29,059	116.2%
27,500	620,000	5,445	35,774	57,604	98,823	31,992	116.3%
30,000	650,000	5,940	37,505	57,604	101,049	34,593	115.3%

（単位：円）

※　雇用保険：労働者を雇用する事業所における一般被保険者一人当たりの事業主負担額を試算。
事業主負担額は、日当たり賃金別に月 22 日労働と仮定した場合の月当たり賃金を元に算定。
（例：日当たり賃金 15,000 円×22 日＝月当たり賃金 330,000 円）
健康保険・厚生年金保険：法人及び常時 5 人以上の従業員を使用する事業所における被保険者一人当たりの事業主負担額を試算。
事業主負担額は、日当たり賃金別に月 22 日労働と仮定した場合の標準報酬月額（賞与等を含まない）を元に算定。厚生年金保険の標準報酬月額の上限額は 620,000 円。
（例：日当たり賃金 15,000 円×22 日＝月当たり賃金 330,000 円　→　報酬月額 330,000 円以上 350,000 円未満の標準報酬月額は 340,000 円）
「健康保険」は、全国健康保険協会管掌健康保険料（東京）の掛金、介護保険料を含む。
「厚生年金保険」は、児童手当拠出金を含む（厚生年金基金加入員を除く）
「法定福利費の事業主負担額（日当たり）」は、「法定福利費の事業主負担額（月当たり）」を 22 日で除して算定。
小数点以下は四捨五入して算定。
平成 29 年 1 月時点の負担率

建設労働者等の雇用に伴う必要経費を含む金額の参考公表（試行）

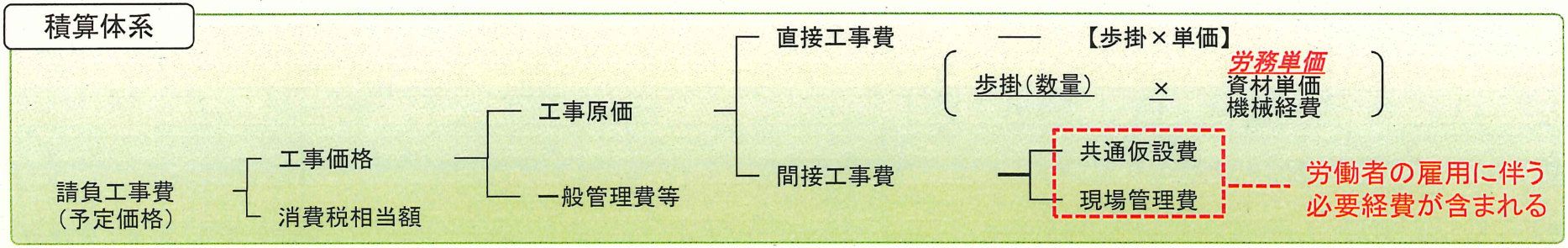
国土交通省

現状

・公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価
・建設労働者等の賃金相当額であって、労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分※は含まれていない
（必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される）

※労働者の雇用に伴う必要経費　：　法定福利費、労務管理費、安全管理費など

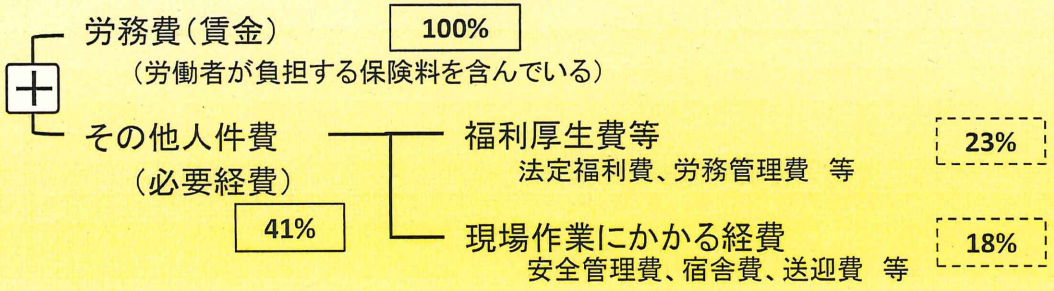
積算体系



課題

建設労働者等が受け取る賃金をもとに設定している公共工事設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられる結果、技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられているとの指摘がある。

労働者の雇用に伴い必要な経費の内訳



（注１）数値は、全国調査を基に試算した参考値
（注２）上記のうち、少なくとも労務費（賃金）及び法定福利費は、実際の施工に当たる技能労働者を雇用する建設企業が負担する費用である

対策

公共工事設計労務単価と、労働者の雇用に伴う必要経費を含む金額とを並列表示し、公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化する。

並列表示イメージ

都道府県名	普通作業員	交通誘導警備員A
△△県	18,100	12,600
	(25,400)	(17,700)
□□県	19,200	12,800
	(27,000)	(18,000)

上段　：公共工事設計労務単価
（下段）：公共工事設計労務単価＋必要経費